

大化改新の際、班田の制を布きし時より、區轄は行はれしものなるべし、而して條里の制は和銅六年、平城京成りし時、尺度の改正ありしを見れば、此の頃より始めしものならん。と説く。爾來各地に行はれ、應仁文明頃の文書檢地帳等に、條現も注したる者もあるから、随分長い間行はれたらしい。今日に於ける條の地名は、即ち是れ等時代の名残なれど、應仁文明と云ふが如き後代に、なつたものでは斷じて無い。寧ろ鎌倉時代以降になると、從來の條の地名までも、保に變つたと思はれる。蓋し保は隣保の義であつて、玉朝以降土地の一小區轄の名であつたのが、人口の稀疎な地方では五保の制が行はれず、中央でも五保の制度が弛廢し、制限撤去せらるゝと其に、家數によらざる一區轄を稱するの名となり、庄園郷保と並稱せらるゝに至つた。従つて土地開發の前後からすれば、保は條に後るゝものと言つて可いのである。

第四十二節 土豪と館村及び域下町

郡縣の制度が弛廢して、實蹟舉らず、

世は再びそろ／＼莊園時代に入ると、地方各地では土着の豪士が擡頭しかけた其の名残りが即ち館村のつく地名だと思ふ。なかには館(タテ又はタケ)なる語字を、蝦夷語なりと云ふものもある。従つて或は案外早期から開發の土地も館の字の地名中にはあるかも知れない。而して域下町は普通新時代に屬せしむべきものであり、上代の史論中に入れるのは、其の當を得てゐないとの譏もある。が徳川の封建期に入つてからの域下町は、無論ほんの近世であるけれども、戰國以前既に異なる意味の域下町が發達したのであり、且つ本章の性質上、便利であるから一括して此の節を設ける事にしたのである。

館はタケ或はタテと讀むほかに、之をヤカタとも云ふ。最初は大臣貴族の殿舎に對する、一の尊稱の如きものであつたが、地方に豪族が土着し、長者今の富豪が生ずるに至つては、其の居宅の指稱となつた。足利時代には將軍より



特に賜はつて、國持大名などの居所に稱する號ともなつた。而して此の間に、土豪又は長者の一居宅を意味してあつたものが、遂には狭小な城砦を指すやうに變つたのである。故に同一館グチの名ある土地であつても、城砦の跡か、又は城主と言つたやうな者の居住地なら、それは比較的新しいかも知れない。上館下館など云ふのが其れて、長者館又は其の他昔の長者などの遺跡と思はるゝ土地なら、比較的早く開發された土地なのである。當國館の名のつく地名は可なり多數であり、今一々之をひろひ上ぐるの煩は辟けるが、其の地方には必ず何等かの傳説があり、又は豪族城主と云ふものゝ居住した事が、語り傳へられて居りはせぬか。此の點大に注意し置くの必要があるのである。

近世の城は戰術の變化からか、或は政治上の必要からか、山砦の地を撰ぶと云ふより、多く平地の地に求めた。單に築城を目的としてよりも、寧ろ行政的經濟的に有利の地を、撰定せんとする傾向となつた。が戰國時代、或はもつと

同一館の名はあつても

群雄割據と地方開發

逆上つて、南北朝の頃にあつては多く要害の地、即ち山高丘陵の地に城を築いたのである。降つて足利の末期に至つては、中央の権力大に衰ひ、命令善く天下に行はれず、應仁文明以後、所謂戰國となり、群雄割據の形勢となつた。

群雄割據を國家的統一と云ふ點から見ると、それは確に制度の顛敗であり且つ國家の不祥事に相違ない。が其の地方(一)を中心として觀察すると、寧ろ地方開發の爲めには、幾多の利益があつたとも想はれる。一大國家の少部分として取扱はるゝよりも一地方其の者が一の國家の如く、取扱はれるに至つては政治の善悪が、最も痛切に其の地方地方に影響する。乍ち其の地方の榮枯を現せしむる事となる。故に或る地方占據の豪族は、先づ以て自家領土の繁榮を圖らなければならぬ。領内住民の信望を得なければならぬのである。表面武力威力を以て壓迫のみを加へるが如くに見えてゐても、實は其の領民に經濟的資力なく、領民の信望を得るに非ざれば、覇を天下に競ふ事が出来ない。其の



必然的結果として各領主は民の經濟的發展に資し、民の繁榮を計つたのである。由來日本の史家は、經濟的方面に着眼するもの尠なく、不幸經濟方面の資料も史實も、與られて居らないのであるが、茲には當時に於ける名望家と、名望ある領主に對する民人の態度が、どんなものであつたか、を示す一例として、關東の北條氏勃興を擧げて見よう。

北條氏は伊勢から起つた。初め關東の地へ流れ入つた時には、一高利貸であつたと云ふ、而も一方利殖を計ると共に先づ自己の近隣から讓柔し、一步一步と土地侵略の手を擴げたのである。管窺武鑑に此の間の消息を記して曰く、氏康公の祖父新九郎氏盛公、伊勢より七人連にて武者修業に出で、駿河今川義元公の祖、上總介義忠の下に付き、駿河片野郷に居住なり、氏親(義元の父)の御代に、今川殿の威を借り伊豆へ移り、近隣の者共に金銀を貸し、親を深く慕ひ、勢州より同道の荒木、山中、多目、荒川、有竹、大道寺をも被官にし、

北條氏の勃興

旗下とも七手にして豆州を切初めたのが第一歩であつた。而して一度小田原に城を築くや。當時全國を擧げて、戰亂の巻であつたので、生命財産の安全を念ひ、苛酷な誅求を免れんと欲せる百姓工商の徒は、北條氏の如き政道の比較的公平を聞つては、其のまゝ見のがして置く筈はない、我もくと小田原へ集まつた。小田原記が

小田原の繁盛

遠近の人々家を移して來り、津々浦々の町人職人、西國北國からも群り來り商賣の業も盛にして、山海の珍物琴棋書畫細工の類より、或は異國唐國の舶來品までも賣買せられ、時人は之を京の四條五條にも過ぎたりと評しあへりと語つて居る。勿論記事に多少の誇張は免れないとしても、一般國民が力の強い領主、政道の正しい保護者を望んで、集まり住める状態が窺はれるのではあるまいか。北條氏が無名の伊勢平氏より一躍して、天下の英雄となり得たのは實に上述の如くにして、民を豊ならしめ國を富ませた結果である。南北朝に新



田氏の一族が北國を根據として、最後まで抗戦し得た所以も、當國に占據し當國の經濟力を握つてゐた結果ではないか、上杉氏が戰國時代、雄を天下に争ふたのも、其の掌中に偉大な經濟資力を握つてゐた爲めと想はれるのである。

陣場、陣ヶ峯、古城山、要害山、など云ふ地名は、是れ等諸時代の名残りであつて、一見土地同發とは沒交渉の觀ありと雖も、城主領主又は豪族等は、手に經濟力を有せざる限り、何とも爲し能はざる事を、實際の必要から理解し居つた結果、其れ等諸城砦の附近は、さかんに開拓せられたものと見做してよゐるので、開發の順序から云へば、第四期若くは第五期に屬する。

此の他特殊の地名として、朝日、鴻ノ巢、鷺ノ巢等、至る處に見え、一應考察するの價値ありと思ふのである。普通なら此の如く同一地名が多數ある等は無い。何等か意義あるに相違ない。然し其れ等の研究は、今後の同好者に讓る事として、茲では單に研究の一例を示すに止めよう。

## 第十章 康平寛治の古代地圖

第四十三節 古代地圖と古代史研究者 第四十四節 作者と近代地質學 第四十五節 有るべき地名の有無、第四十六節 有るべき地名の有無、第四十七節 製作年代の眞偽と價値

第四十三節 古代地圖と古代史研究者 地學の研究上、地圖の缺く可らざる

は無論であるが、歴史の研究者に取つても、地圖は最も必要な物件である。殊に文献の尠ない古代の研究者にとり、正確なる古代地圖があつたら、實に暗夜の燈火にもまさる寶物である。文献のあるものは其の記載に據つて、因果の關係を知り得るのみならず、或る程度まで想像もし得るけれど、全然文献を缺ける時代之事は、其の時代の遺物（廣い意味では是も一の文献であるが）によるか、地圖によるの外に策はないのである。或は古代地圖なるものは、其の製



作年代が古ければ古きほど、地理學上、製圖上の知識なきが故に、地形描寫の不精確を嘲ふ者もある。が假へ不精確であつても、若し其れが實際其の時代の製作品であるならよろしい。不精確の點の如きは、今日の知識を以て幾らでも補充し、訂正し得る。故に多少の面倒はあつても地圖としての價値に、多大の損得は無いのである。唯細心の注意を要するのは製作年代と眞偽の一點である。

古來世間には随分と念の入つた好事家ものづきがあり、古い史書傳記地圖等を、偽造變造して獨り喜んで居る。それが其の人の名譽になるなら、利益になるなら格別であるが、なんにも得る處無いのに、唯漫然と前代のものを偽造して、後世を欺くのである。罪が無いが知れないが大なる馬鹿者と言つて可い。故に若しも其れ等の偽物を、一度眞物と信じて、論議の根據としたならば大變だ。どんな立派な議論でも着眼でも、結果に於ては全然無價値の空事そらごととなる。若し又反對に偽物は偽物なりと覺悟して、之を研究の或る點に、資するなら如何か。此

惡むべき  
好事家あり

の場合は假へ偽物であつても、全然價値なしとは云ひない。全く欺かれて居るなら怖るべき危険の含まるゝ場合でも、偽物を偽物と知つて、尙我が研究に利用するのであるから、第一に危険が無い。第二取扱の巧拙と目的の如何に由つては、眞物を眞物として利用する場合と、殆んど同一の効果を擧げ得ようとも思はれる。然らば越後史の研究者にとつて、よく利用せらるゝ二葉の古代地圖即ち

一、康平三年の古代圖（八百五十餘年前）

一、寛治三年の古代圖（八百二十餘年前）

は果して採るに足るべき眞物ほんものか、或は一見知れる程度の偽物か、或は偽物は偽物としても、場合によつては利用し得る參考資料か。

第四十四節 作者と近代地質學 何人の製作せるものかは、二葉ともに知れ

ない。寛治の方には作者の名を記してあるけれど、地圖の眞偽が解決せる後に







するに、精粗の別はあるけれど、殆んど信濃阿賀其他河川の成せる沖積層を其の内海として居るのであつて、若し此の二葉の地圖が口舌あるなら

我々の時代は如是の内海であり、其れが河川的作用によつて、後世の沖積層を構成し、豊饒なる越後平野となつたのだ。

と語らんとする者の如く想はれる。抑も地質學の起つたのは近世であり。上代人は全く此の知識を缺いてゐた。故に今日の沖積層の範圍内をのみ限つて、海灣としたのは、眞の事實を傳へたものが、一の暗合であるとするの外は無い。然し之を單純な想像若くは空想の所産となすのは、あまりに苛酷であらう、尠なくとも傳説或は其の他に根據を置いての製法ではあるまいか。地質學上の知識あるものなら、上代の地形に就いて相當の想像もつく、故に可なり似通つた偽作は出来る、が全然其の知識なき時代人の作品としては、大に信すべきものとも思ひる。尙點檢の歩を定めて見よう

第四十五節 あるべき地名の有無

先づ第一に尋ねたきは、眞實八百餘年前の作であるなら、必ず無ければならぬ筈の地名がある。若し其の地名が無いとすると、吾人の心證は幾分か弱められる。不審生じ疑惑起らざるを得ない。然らばなければならぬ地名とは何を云ふか、どんな地名をどんな標準の下に持つて来て、なければならぬ地名となすか。と罵る者もあらう。が無論根據も理由も無き尺度を以て、事の曲直を判かんとする者ではない。即ち吾人は

一、延喜式神社の所在地名

二、知名抄郷名の有無

である。延喜式の出たのは延長五年であるから、康平の年代を去る僅か百二三十年、いやしくも地方の名神大社として、中央にまでも聞えるほどであるから當國にあつては廣く社會的に認識せられて居つたに相違ない。なにを忘れても先づかゝる神社の所在地を落してはならぬ筈である。殊に當時にあつては式社



の所在地は、信仰上政治上重要な地位にあり、相當に發達し居る土地である。又和名抄の成つた年代は、村上圓融兩朝の間として、康平を去る約百年前、従つて康平寛治との距離は幾らもない。故に雜多の地名を記載する餘地があつたら、先づ郷名の幾分なりとも現はすべき筈ではないか。さてかく考へた結果、兩葉の地圖に臨んで點見するに、先づ式内神社として一見何人にも疑無きものは、康平圖に

彌彦、且飯野、岩船、宮内、川口、物部、等の名があるから、不充分ながらも、此點だけでは尙考慮の餘地ありとして、郷名を求むるに、板倉、物部、五十君、三島、千谷、沼垂、加治、等見えるが故に、是れも先づ可なりとし、眼を寛治圖にうつせは、怪しむべし一彌彦を除く以外、一も式社所在の地名は出てゐないのである。郷名も殆んど見當らないのである。寛治は康平圖にくらべ、非常な略圖であるから、と云ふ

ものもあるか知れないが、此の二點の標準だけでも、全然僞物なりと断定する外は無いのである。尙寛治圖には

一、此圖河寛治三年七月、源頼綱家臣三郎兵衛信慶國圖之越後國邑誌に見えたり。堺川を以て越中界とす、黒姫山、妙高山、柏峯黒倉山を以て信濃堺とす、三國山を以て上野陸奥越後三ヶ國の堺とす

一、中城庄司が領する方三十里、頸城郡とす。松の山が領する所方二十里、魚沼郡とす。柏崎が領する所長三十里、三島郡とす。栃尾が領する所長二十里、越郡とす。古津が領する所方四十里、蒲原郡とす。乗足が領する所三嶋沼垂郡とす。關門より北岩船郡とす。

又、「寛治六年寺泊の下より、角田、古潟、砂山、飛山、榎島等、大波にて打崩れ海となる」と附記してある。是れは後人が書き入れたものなる事は明白であらう。寛治六年大波にてとは、即ち寛治の越後津波を云ふのである。故に此



地圖ともに大津波前の製作であるから、後の地形は是れ等の圖形と、大に變つた事となるのである(地震津波は次の章を見よ)

第四十六節 あるべからざる地名の有無 地圖の眞偽を判定するに、最も吾人の心證を強からしむるものは、あるべき地名の有無よりも、あるべからざる地名の有無である。即ちあるべき筈の地名は、地圖の疎略、作者の不注意等により、失念せられ省略せらるゝものなるが故に。其の脱落あるも、絶体偽物なりとの斷案を下すべきでない。之に反しあるべからざる筈の地名が、若し記入せられてある場合、失念又は疎畧の辯解を以て宥す事は能はない。あるべからざる地名を、ありしが如く記載する其の事が、既に立派な詐偽である。そんな地圖は全然信用するに足らないのである。然らば此の二葉の古代地圖は果して如何、無さを有るかの如くに、見せかける譌憚の點は無いか。

先づ寛治圖から始めると、北蒲原郡に於ける鹽津瀉(康平圖)が、紫雲寺瀉と

紫雲寺瀉

なつて居る。此の瀉の初名は康平の示せる鹽津瀉にして。紫雲寺瀉は後の名稱なるが故に、康平よりも遅き寛治に、其の名變れりとしても不審はない。が康平寛治は相去る僅か三四十年。名稱の變るには變るだけの理由又は事件がなければなるまい。要するに紫雲寺瀉の名は、此の内海に鹽の輸出港なりしに基く現に本郡黒川村には、鹽谷鹽澤等の地名あり、岩鹽産出地の名残りに見える。又築地村の地内に鹽津なる大字あり。此の地高さ約十二米、嘗て内灣の沿岸であり、鹽の輸出港であつたと思はれる。此の鹽津ありての瀉名であつたのだ。若しシホツがシウンジに轉訛せるものとすれば、合點のゆかないでもないが、名稱の轉訛にも亦相當歲月を要し、鹽津が紫雲寺と化するには、三四十年の歲月はあまりに短かい。或は之を眞野長者の傳説に結びつけ、紫雲寺が瀉端にありし爲め、此の名ありと云ふか。郷土史概論によれば



紫雲寺は密宗の開祖弘法大師、北國廻國砌、觀音像被刻一寺建立云々

又

抑も紫雲寺は道昭和尙の建立にして、大津波の節崩壞云々

との古文書ありと云へど、同一寺につき既に開祖を道昭と云ひ弘法と云ふが如き、勿論採用するに足らず。否寧ろ寺からの名であり、弘法時代からのものなら、康平時代既に其の名あるべき筈ではないか。

村上山

第二は岩船郡に村上山が出て居る、村上の地名は後代のものである。而して村上山の名が若しありとすれば、村上の地名あつての山名であると思ふ。即ち村上には本城繁長居城の地にして、初め本庄と言つた。越後名寄に村上、もとは本庄と云、因村上氏居於此而、改本庄謂村上也、號城山謂臥牛山とあるにも知れよう。次には康平圖の番であるが。第一眼につくのは西蒲原郡

卷町

卷町の地である。地名辭書に

卷町、人口五千二百、本郡の治所にして乃中央に位置す。西川の右岸、新潟を去る七里、地勢下濕、川澤の間とす

とあり、五萬分一の實測圖によれば、海拔約四米の底地にあつて、當時未だ水中のものである。若し海拔四米が沿岸地であつたなら、康平圖内海の大部分は既に陸地であるべき筈である。三條も加茂も、甚だしき今日の長岡をすら、海中のものとする作者が、ひとり卷町をのみ拾ひ擧げたのは、滑稽でないか。然しながら寛治圖に比較すれば、地名の古風、缺點の尠なき點に於て大に優つて居る。寛治圖は後の人が、此の康平圖あたりの古圖を變したのではあるまいか。

第四十七節 製作年代の眞偽及價值

いよく製作年代の眞偽を決定すべき時となつた。即ち此の兩古代圖は果して、康平や寛治の昔に作られたものか。







康平圖は優る

いよ／＼怪しいではあるまいか。寛治地圖は此くして偽物と云ふのはかは無  
第二の康平圖は寛地圖に比べ、記入地名が頗る詳密でありながら、一の巻町  
に對する不審を除けば、殆んど非難すべき點がない。殊に前圖には當時の庄名  
が、二三しか出てゐないのに、此の圖では佐橋、大而、比角、豊田、白川、小  
泉、小川、等の地名も見える。康平の上代に作られたものか否かは、無論茲で  
斷定する事は能はいが、確かに古いものであり、又たしかなものである。或は  
別に或る古代地圖があり、戰國時代の要求に應じ、其の原圖を補充したもので  
あるまいか。

以上二代を其の年代の點より偽物なりとして、然らば何等の價値なきか。寛  
治代は勿論探るに足らざれど、寛平圖は假へ制作年代に、缺點はありとしても  
等しく先代の地圖であり、現在殘存せる當國地圖としては、最古の製作である  
かも知れない。真正なものとして、一番古いのが正保地圖、其の正保にくらべ

て、此の地圖は尙一會古いと思はれる。故に偽物であつても貴重な材料である  
無論一定の材料と言つても、之を取捨する人の力量に因つて、其の効能價値を  
異にする。若し二地圖を妄信したなら、全然無いよりも悪いであらうし、若し  
又之を善用する場合は、寛治の圖と雖も相當な効果があらう。殊に康平圖に至  
つては詳密なるだけ、教へらるゝ所暗示を受くる點が多いと思ふのである。

### 第十一章 越後津波と貞觀大地震

第四十八節 地震と津波 第四十九節 貞觀の大地震 第五十節

寛治の越後大津波

#### 第四十八節 地震と津波

前章にも述べし如く寛治地圖の附記に  
寛治六年寺泊の下より、角田、古瀧、砂山、飛山、榎嶋等大波にて打崩れ、  
海となる



とあり、假へ地圖其のものは偽物としても、又は是等の島々は、果して實在のものか否かに對して、疑問は残るとしても、大津波のあつた事だけは信ぜられる。地震に就いては甚だ記載簡單であるけれど、日本紀畧の中日本三代實錄卷第七、貞觀五年條に

六月十七日戊申、越中越後等地大震、陸谷易處、水泉涌出、壞民廬舍、壓死者衆。

とある。天下の大事として傳奏せられ、朝庭の記録に残さるゝほどであるから其の程度が察せられるであらう。抑も日本は火山國であり、また地震國である。火山と地震とは必ずしも、目果關係の上に立つものではないけれど、火山は地殼の弱點に、憤起するを普通とし、弱點の多き地盤は、又地震の發生をうながし易きが故に、火山の多い處には地震も多い事になる、地震と火山とは同一地點に普通出現する。今我國

の文書に見ゆる地震の最初は、允恭帝即位五年七月十四日(日本書紀)であつて以後慶應三年に至るまで、即ち千四百五十一年間に、二千百三十五回の多數にのぼり、毎年尠なくとも一回以上の平均地震を示して居る、と大森博士は説く。此の中我が越後に起つた地震は

- 一 貞觀五年 越中越後大地震
- 一 慶應十九年 高田地震
- 一 寛文五年 同 高田地震
- 一 享保十四年 能度佐渡
- 一 寶曆元年 高田大地震
- 一 享和二年 佐渡小本地震
- 一 天保四年 羽前佐渡(津波を伴ふ)
- 一 文政十一年 三條地震



等である。貞觀を除けば皆近世に屬し、上代あまり地震が無かつたやにも見え  
るけれど、是れは記録の缺けた爲め、今日より知り得ないのかとも思はれる、  
右の中にも破壊的な大暴力、大威力をともなふたのは、貞觀五年の越後地震と  
寛文五年及び寶曆六年の高田地震、及び文政十一年の三條大地震であつた。貞  
觀地震の被害高は、記録に傳ふるものがないから、其の程度を知り得ないけれ  
ど、前掲三代實錄の『陵谷易處、水泉涌出、壤民盧舍、壓死者衆』の文句に徴  
するも、非常な大災害であつたに相違ない。寛文の高田地震は近世史に入るべ  
きものであるから、此處に記す必要はないのであるが。叙述の序であるから一  
通り説明して置かう。越後野志に曰く

五年乙巳十二月十七日地震、頸城郡最甚矣、高田城郭寺社民屋、盡震倒破  
壞、長臣小栗五郎左工門、萩田隼人及壓死者一萬餘人。百三十五回、  
と、當時で死者一萬餘人とは、若し誇張の言でなかつたら驚くの外なし、其の

高田地震

日本書紀

寶曆地震

慘狀想見するに足ろう。又寶曆地震に就き、同書に

四月二十五日夜、地震至五月五日、頸城郡最甚矣、高田城土家民家寺社、  
震倒破損過半、壓于破屋而死者一萬餘人、遍地忽決破眼竅湧水、甚者決開水  
出成川、名立驛後山崩而覆沒驛、死者七百三十二人、免死者唯一人耳。

とある。此の時の地震も高田が中心で、餘震佐渡に及び、全潰六千八十八人の  
多數にのぼつた。野志の死者一萬人は、あまりに多數である、一書には千百二  
十人とあり、此の方が正當だとも思はれる。次に文政の三條地震に就いては、  
越後野志格別記す處ないが

十二月十二日、蒲原三嶋二郡に渡り、全潰九千八百八、平潰七千二百七十六  
焼失千二百四、死者千四百四十三、傷者千七百四十九  
との記録があり、概畧は想像がつく。要するに沖積層から成立せる越後は、自  
然地盤脆きを以て一度地震起れば、危険至極であり、被害も亦多いわけである



次に津波であるが、貞觀を去る畧二百年、寛治六年八月三十日であつた。當時の状況を眞野長者の傳説と、面白く結びつけて書いたものに、紫雲寺新田由來記と云ふのがある(眞野長者の傳説参照)。それに北蒲原郡中村濱海藏寺の住職、快秀なる人之に附記して

七十三代堀川院、寛治六年戊辰、大津波大地震、蒲原、岩船陸地となる。

とあるから、お福の傳説は寛治の津波を、語つたものである事に疑ない。因みに此の由來記は享保十八年の作だと云ふ。一朝にして灣海が潟となる。康平圖の東潟が、此の大洪水大波浪の建設作用により、土砂の沈澱堆積の爲め、其の口を塞がれて、現今の福島潟を現出せしめた。此の天變を説明するに、古人は今人の科學的知識を有せなかつた、紫雲寺潟の主と想はれし長者の娘、お福蛇身が、自己の住家を設けんが爲め、かゝる天變を起して福島潟を作つた、と説明するほかは無かつたのであらう、其の方がまた時代思想にふさはしい説明である。

福島潟の  
土現

ある。

#### 第四十九節 貞觀の大地震

地震により地殻が、變動を生ずる主要原因は、

地球が固有の熱を放射して次第に冷却するに従ひ、地球の表面には大なる水平力を起し、其の結果として

一 土地の隆起及陥没、(明治廿四年の濃尾大地震に際し、濃尾大斷層を生じ名古屋岐阜市を連ぬる一線隆起せるが如き、著名な實例である)。

一 山嶽の崩壊、(弘化四年三月の善光寺大地震に於ては、岩倉山の崩壊となり、犀川を埋めて湖水を作り、慶長十六年の會津地震では、岩城山崩れて、七日間瀧谷川を堰き止めた)。

一 水の涸渴海灣の變化、(文化元年庄内大地震では、象潟及其の他に二三の水涸渴して陸となる)。

等の變化が生ずる。前出紫雲寺潟由來記の中にも、

地震の作  
用



水陸の變

凡千五百年餘りの其の昔、今の加治郷新發田領内、一面共に大海にて云々、其の後五百年ほど経て、如何なる轉化致し候や、陸地となり田畑邑里多く出來云々、  
 どの文句がある。千五百年前は海拔約十五米が汀線であつたろうから、加治郷の一部及新發田領の大部分は、殆んど海面であつた。それが五百年後―海拔約十米―の貞觀の大地震に際して、「水は變じて陸となる」の天變が起つたと云ふのである。是は越後北部に於ける變化の一例に過ぎないが、以て他の一般をも想像し得るであらうと思ふ。  
 今康平地圖を見るに、となみ系魚川の沿岸から、柏崎邊に至る海中、幾多の小島が見えて居る。假へ康平圖が其の年代の製作でないとしても、詩歌や小説とは異なり、單に空想の所産と見るべきでない。多少何等かの根據あり、或は古い原圖があり、それ等に基いて作られたものとも想はれる。殊に其れ等幾多

の島々には、突出、姫守、船戸、福蒲などそれらの名稱まで附してある以上いつかの時代には嘗てあつたものであらう。而も殆んど其の全部が形も影も失せて無い、一大變動のあつた結果と想はれる。而して其の變動とは貞觀の大地震か、或は寛治の大津波以外にないのである。

貞觀は康平の前であるから、康平圖所戴の地名を、其の年代の地震によつて陥没せりと云ふのは無論怪しい議論である。然しそれは該地圖を康平年代に製作せるものとしての事であり、康平以前の古圖などに據つて、出來たものでないとして話である。かの岩船郡海府浦の絶勝、及び西頸城郡親不知の嶮の如き、現在の地盤等から見て、單に津波の作用とするには、あまりに力の偉大さが怪しまれるのである。

第五十節 越後の大津波

津波とは急激に大波浪が、陸上に襲來する現象である。唯一水來り一水去るだけの事に過ぎなれど、或は堤防を破壊し四圍を洗



日本に於ける津波の數

ひ、家屋を漂盪するの暴力は、ときに地震以上の損害を及ぼす事があるのである。日本災異志其の他の研究に依れば、我が國の津波は天武帝の十二年を初見とし、以降明治十七年に至る千二百五十年間に、大津波として數ふべきものは九十六回、其の中越後海岸に起つたのは二回であつた、と云ふ事である。東海岸に比べ日本海は、津波が尠ないのである。而して津波の原因は、  
 一 海震に伴ふもの  
 二 火山爆發に伴ふもの  
 三 暴風雨に伴ふもの  
 四 海中斷涯の崩落  
 五 海底の陥落並隆起

等である。海震に因る津波につき、大森博士の説に従へば、  
 一 海中斷涯の崩落  
 二 海底の陥落並隆起

一 海底の震動  
 等が其の原因であると云ふ。明治三十九年の三陸大海嘯は、前記第一に屬し、火山爆發に伴ふものとして著明なるは、寛政四年の温泉嶽破裂があり、暴風や洪水に因るものでは其の例が多い。寛治六年の當國津波も、亦大暴風雨の洪水を伴ふた大津波であると云はれて居る。其の被害程度に至つては、前出紫雲寺瀉由來記以外、寡聞未だ他に資料あるを聞かず、貞觀大地震と共に、詳細に知る事は能ないが、今北蒲原郡内、加治川胎内川等より、發掘せらるゝ埋藏樹木によつて、それが事實であり、且つ暴力の強大さが想像し得らるゝのである。前出由來記の『風吹き立ち、震動、雷雨車軸の如くに流す事六七日、五百年來の田畑皆埋没、是れ如何なる惡魔の障りか』と想ふものゝひとり由來記の作者のみではあるまい。  
 當時信濃川の流域は、古津、土生田、加茂等を東南の汀線とし、大河津、吉



田、岩室等を北西岸とし、一大内灣をなして居つたのであるが、此れ等の大地震大波浪の破壊と建設作用により、河川の自然的作用以外、突發的變動のあつた事は否み得ない、否歴史家及び地理家の忘るべからざる要點である。

### 第十二章 延喜式神社の研究

第五十一節 式内神社 第五十二節 地圖に見ゆる同名社 第五十

三節 創立年代の早期と晚期 第五十四節 大同類聚方と式社 第

五十五節 社跡不明確の原因一 神佛混同 第五十六節 原因の二

一 地方豪族の興廢 第五十七節 原因の三 封建制度

第五十一節 式内神社 日本は祭政一致の國であり、人住めば必ず先づ氏神

を祭つた。氏神を祭らずして人は住み得ない、故に其の氏神を知る事は、即ち其の地方に住める、活動せる氏族を知り得る事となつて、上古史の研究には肝

要な事である。後世に至つて或は神佛混合のため、或は豪族専横のため、或は封建制度の爲めに、移轉改廢流波等の災に合ひ、其の所在も社名も祭神も、今日多く明確を缺いて居るのであるが、天長五年に成れる延喜式の、撰定記載により諸國の名神大社を辿つて、臆げながらも尙上代に於ける地方氏族の關係、及び殖民活動の跡を尋ね得るのである。今式に記載の名神大社を、郡別に列擧して見れば次の如しである。

#### 頸城郡 十三座

奴奈川神社 ヌノカワノ 大神社 オホミヤノ

阿比多神社 アビタノ 居多神社 オホタノ

佐多神社 サタノ 物部神社 モノベノ

水島磯部神社 ミヅシマノ 菅原神社 スガハラノ

五十君神社 イヒキミノ 江野神社 エノノ



青海神社  
圓田神社  
秘

古志郡 六座

三宅神社(二座) 桐原石部神社

都野神社 小丹生神社

宇奈具志神社

三島郡 六座

御島石部神社 物部神社

鵜川神社 多岐神社

三島神社 石井神社

魚沼郡 五座

魚沼神社 大前神社

坂本神社 伊米神社

川合神社

蒲原郡 十三座  
大十一 小十二

青海神社 宇都良波志神社

伊久禮神社 槻田神社

小布勢神社 伊賀良志神社

伊夜日子神社名神大 長瀬神社

中山神社 且飯野神社

船江神社 土生田神社

沼垂郡 五座

大形神社 市川神社

石井神社 美久理神社



- 川合神社
- 磐船郡八座
- 石船神社
- 蒲原神社
- 西奈彌神社
- 荒川神社
- 多岐神社
- 漆山神社
- 桃川神社
- 湊神社
- 佐渡國九座
- 羽茂郡二座
- 大目神社
- 渡津神社
- 雜多郡五座
- 引田部神社
- 物部神社
- 御食神社
- 飯持神社

- 越敷神社
- 加茂郡二座
- 伊部久志比神社
- 大幡神社
- 以上

第五十二節 他國に見ゆる同名社

越後に於ける式社と同一式社の神名か、

また他の諸國にも在りとせよ、同一氏族若くは其の系統は、多く同一氏神を有する者なるが故に、此の所在地と彼の所在地とは、民族的に何等かの關係ありと、見做さなければならぬ。史料の乏しさ上代の研究に當つて、同一神名を撰び出し、彼我を比較する事は、また重要な方法であり作業である、先づ各國の式社中から、同一神名をひろひ上げて見よう。

- 大神社
- 伊勢國飯高郡
- 備前國上道郡
- 尾張國中島郡
- 因幡國巨濃郡



伯耆國合見郡 河波國名方郡  
 下野國都賀郡 美濃國多藝郡  
 阿比多神社 攝津國豐島郡  
 御食神社 伊勢國渡會郡  
 佐多神社 出雲國秋鹿郡アイカ 丹波國何鹿郡イルカ  
 居多神社 越中國射水郡 能登國羽咋郡  
 青海神社 若狹國大飯郡  
 磯部神社 丹後國與謝郡 丹波郡水上郡  
 越中國射水郡  
 石部神社 伊勢國朝明郡 播磨國加茂郡  
 近江國蒲生郡 同 愛知郡  
 但馬國出石郡

多伎神社 土佐國安藝郡 伊豫國越智郡  
 美濃國多藝郡 出雲國神門郡  
 坂本神社 近江國高島郡 美濃國惠奈郡  
 土佐國安藝郡  
 岩船神社 常陸國那賀郡  
 川合神社 伊勢國飯高郡 信濃國安曇郡  
 三宅神社 伊勢國鈴鹿郡 丹後國加佐郡  
 丹波國桑田郡  
 岩井神社 山城國乙訓郡 近江國滋賀郡  
 菅原神社 出雲國大原郡  
 大野神社 近江國高島郡  
 大前神社 同



圓田神社 丹後國熊野郡

大体は右の通りである。中には見落しがあるかも知れない。而して物部神社は殆んど至る國々にあるから、茲には擧げない。

第五十二節 創立年代の早期と晩期

延喜式は醍醐朝の選定なるが故に、式

内神社は何れも今を去る約九百年前に、存在せる事は明かである。勿論同時に創立せられたものではないが、唯九百年前既に存在せりと云ふに過ぎない。必ず前後があつたと想はれる。然らば以上式社の中、どれ／＼の神社が古くして、どれ等の神社が比較的遅れて出たのか、一々此處に論定するは困難なりと雖も、社名から考察せるだけでも、如何にも古代めける社名ものは早期に屬し、新味ある社名ものは、後期に屬すると想像せられる。而して此の神社創立の前後早晚は、一見歴史研究上、何等の價值なきようにも思はれる、が實際は然らずして、土地開發の前後を判定する上に於て、重大な關係があるのであ

神社と開  
發の前後

る。前にも一言せるが如く、民族的社會にあつては、人の住む處必ず氏神を立て、各氏神を祭れるが故に、創社の早い地方は早く先人によつて、開發せられた場處であり、後期に屬する神社の所在地は、又其の開發も遅れて居る事を、立證するものである。先づ神社名から考察する

1 社名の古めけるもの

奴奈川神社 大 神社

阿比多神社 居多 神社

佐多神社 圓田 神社

斐多神社 (以上頸城郡)

宇奈具志神社 相原石部神社

(以上古志郡)

石部神社 石井 神社

早期神社  
の想定



多岐神社 (以上三島郡) 兼 彦  
 伊米神社 (魚沼郡)  
 宇都良波志神社 伊夜彦神社  
 伊久禮神社 且飯野神社  
 土生田神社 小布勢神社  
 伊賀良志神社 (以上蒲原郡)  
 石井神社 美久利神社  
 (以上沼垂郡)  
 大目神社 伊都久志比古神社  
 御食神社 飯持神社  
 (以上 佐渡)  
 等が、すくなくとも早期の創立に成つたものらしい。尙後に説く如く、地形の

上から對照して見るも、其の所在地は早く開けた土地である、と想はれるのである、又一步進んで神名が、  
 一 祭神につなめるもの  
 一 地形地名に因れるもの  
 一 氏族名に因めるもの  
 の三に區別して見るなら、第一に屬するものとして、伊夜彦神社、伊加良志神社、御食神社、渡津神社、伊都久志比古神社  
 等があり、第二に屬する神社としては、且飯野神社、土生田神社、岩船神社、小丹生神社、鵜川神社、坂本神社、魚沼神社、川合神社、大形神社、市川神社、蒲原神社、荒川神社、漆山神社、桃川神社、船江神社



第三位の神社にあつては

物部神社 菅原神社 五十君神社 青海神社 三宅神社 大神社 三島神社  
等を擧げ得るのである、右例擧以外の社名は、何に因り何から出たものか、理  
解に苦しむものが多い。三種のうち第一に屬する神社が、第一に古い年代の創  
立でないかと想はれるのである。

第五十四節 大同類衆方と式社

尙一步進んで大同類衆方と對比して見れば  
右の豫想が必ずしも突飛奇怪でない事が知れるのである。大同類衆は後世の偽  
作かと、疑ふものもあると云ふけれど、兎に角大同三年、桓武帝の朝に成つた  
と云はれてゐるもので、延喜式選定を去る實に百十餘年の昔である。従つて此  
の大同方に出て居る社名は、尠なくとも千年以前の創立と見て差支は無い。抑  
も大同類衆方とは、大同年間に於て、諸國に廣まつて居る醫藥の處方を、類衆  
したものである。千年前の往古にあつては、中央に於てこそ、それらの醫師

奴奈加波  
藥

もあつたか知れないが、地方では神佛の加治祈禱、もしくは神社佛寺に、昔か  
ら傳へ來つた醫藥處方が、唯一の治療手段であつたのである。故に大同の當時  
から見て、既に由緒深しと思はるゝ神社には、必ず醫藥の處方が傳へられてあ  
つたものらしい。越後に於ける最古の神社なりと想はれる、かの努奈川神社に  
は、奴奈川藥がある

大同方云、奴奈加波藥、越後國久比城郡、奴奈加波神方也、先奈御宇奏之、  
元者少名彦命神劑、大已貴神傳方也、祝主古志公村主等の家方

えびす草、かつら、からす瓜、あくた虫、すくなひこなくすり、五味粉に  
して酒にて飲み、又丸藥

又云、奴乃加波藥、越後國奴乃川神社傳方、元者少彦名神大名己貴神傳、古  
志君村主等の家法、小兒疳藥

とあつて、我々は單に此の一處方を讀んだだけでも、重大な三つの史實を教へ



らるゝのである。即ち此の一族は、重たき二の山背を

一、奴奈川神社は既に、允恭帝の御代に存在せる事

二、少名彦命と大國主命から傳はつた。換言すれば此の地方は、これ等二人

の命によつて開發せられたものであるとの事實

三、古志公なる一族が、當時此の神社の祝主として、又治者豪族であつた事

右三件とも皆上代史研究にとつては、輕視すべからざる重要事ではないか。又

大神社につきては、

志乃倉藥、久比城郡大神社傳方、大領大神臣玉手等の家方、

とあり、阿比多神社には、

阿比多藥、越後國久比城郡、阿比多神社乃造及家方、其源波少彦名命乃神方

也があり、斐太神社に

佐美豆藥、久比岐郡早水郷、宮田村主□□少領無位、大神臣等之家傳、元

志乃倉藥

阿比多藥

佐美豆藥

鵜川藥

古志藥

久萬乃藥

者大己貴神授云、延曆〇〇年領君朝原親王御惱時、官符言上、中風奇方

かつら、とりかぶと、まむし黒赤無差別、おけらのね、四味水煎日々與

三島郡鵜川神社に

鵜川藥、三島郡領從八位上〇〇臣、三島磨之所傳、元者□□□神方也、瘡

毒、便不通云々

古志郡三宅神社

古志藥、三宅神社傳方、元大彥命傳劑、三宅迎等家法也、大熱二便色赤口咽

腫、平生腹痛、鼻下爛、眼中水立、玄妙劑也、

伊夜日子神社には

久萬乃藥、越□□□□宮、伊夜日子神社傳方、元者少彥名神方也、蒲原

郡大領、高橋祝等之家方

岩船神社



保古□□藥、越後國□□□□臣等之家□□□船船神方云々  
等があつて、臚げながら神社と醫藥との關係と、一部氏族の存在を暗示して居るのである。

第五十五節 社跡不明確の原因——神佛混合

九百年以前には名神大社とし

て、延喜式神名帳にのせられた名社も、歲月の流るゝに連れて、社跡は次第に不明確となり、中には全然其の跡を残さぬものすら有るやうである。土地の變遷等、自然的原因に由るなら、止むを得ないとするも、然らざる限りは何等か人爲上の理由が無ければならぬ。其の原因の一として本地垂跡説以來、一般に行はれた神佛混同の結果なりと、云ふの外は無い。

欽明朝に佛教渡來して以來、歴代の天皇、殊に元明元正の女帝を経て、聖武の世に至れば、佛教熱は殆んど其の極度に達した。世事一切は佛方に非ざる限り、なし能はざるの觀があつた。政治家は佛の名を借りて、自己權勢を張るの

道具とし、法師の玄腕が怪腕を政治上に、ふるつたのも此の時代であつた。然し萬能の佛教も、手を附け能はざるもの唯一つあつた。それは國神である。國神は佛教の隆盛なるに連れ、愚民草屋の間に沈淪し、博識なる僧侶、粲然たる佛教に比して、光輝甚だうすしとは云へ、猶國民心裡より全々滅却せるにはあらず、天災ある毎に、地變ある毎に、病魔の流行ある毎に、神々に對する國民的良心は、痛々しい反省に悶えた。加之に聖武の朝は、かなり災害の多き時代であつた。其の天平五年には諸國に飢饉あり、同六年には地大に震へ民死する者多く、九年には疫瘡天下に流行して、貴賤死する者算なしと云ふ状態である。聖武。治世二十五年、而も天下に大赦する事二十七回、佛に祈願し恩惠を施す如是にして、尙天下泰平ならずとせば、是れ國神の怒りに因らざるか、さすがの聖武帝と雖も、空怖ろしからざる筈は無い、於此乎知者も考へ爲政者も考へた。而して神佛混合は實に其の結論なのである。曰く「神佛元不二、佛は本体



にして神は其の權化なり」と、當時官教の腐敗を攻撃し、雲水を追ふて高德清風、一世を風靡せる僧行基が、最も強く此の説を高唱したので、聖武帝も志を決し使を伊勢に派して、大神宮に卜せしめた、託宣は「日輪即ち大日如來なり」とあつて、時代思想に迎合したるもの、日本國民の宗教思想は、根本より變革を免れ得なかつたのである。

眼さきの見える神官達は、國神崇拜の頽敗を知つてゐた。機敏な僧侶も、國民多數が尙國神に對し、強い執着のあるを認めて居る、魚心と水心とは融然として、混和せずに居れようか。殊に僧侶階級が、我は支那に渡り或は歸化僧を迎へ間斷なく新文明に接して、其の眼光をひろめ、常に進歩的なるに對し、神官には新らしい刺激が無かつた。單に古史の一部を習ひ、祝詞を知れるに過ぎない思想は常に保守退歩的である。神官がかびくさい古典裡に没頭し居る時、僧侶は新進の意氣を以て、盛んに神官の領域を荒し廻はつたのである。北蒲原

日輪は大  
日如來

郡五十公野村の石井神社か、岩屋の觀音堂となつて居るの例は、全國到る處に見受くるであらう。

#### 第五十六節 原因の二―地方豪族の興廢

佛教の隆盛なるに連れ、本地垂跡

の説出づるに及んで、佛は遠慮なく神域を侵入して、滅茶苦茶に混同してしまつた事は前節の通りなるが、第二の原因として、地方豪族の興廢が、又神名を没却し、祭神を不明ならしめた點につき、一言するの必要がある。

氏神と氏族とが、密接な關係を保てる上世にあつては、其の土地豪の族は自己氏族の族長として、各自の氏神に奏仕せるものなるが故に、一の氏族が繁榮し其の族長が長く榮ゆる限り、氏神の神名も元來のまゝに永續するは勿論である。神殿其のものにも改廢などの、行はれ得る筈は無いのである。従つて所在も依然のまゝに残つて居るべきである。例へば伊夜日子神社に對する高橋氏の如きが其の一例だ。高橋氏は大同方の



夜日子神  
社と高橋  
氏

久萬乃藥、越□□□宮、伊夜日子神社傳方、蒲原郷大領高橋祝等之家  
 とある高橋氏にして、姓名録に  
 高橋朝臣(或は臣)、左京皇別、阿部朝臣同祖、大彥命後、大稻與命之後也  
 とあるから、阿部氏と同じく、其の先祖は崇神朝に、四道將軍の一人として、  
 當國に下向せられた大彥命より出たものであり、大同方の成れる時代には、其  
 の後裔が蒲原郡の大領として此地にあり、祖免神(?)たる大彥命、又は其の裔  
 孫を祭つてゐたものであらう。而して同家は近世に至るまで、代々彌彥神社の  
 神主として、連線と繼續せる如くに、由緒ある神社は、若し祭主即ち其の氏族  
 に、格別の變化ない限り、昔のまゝに存續し、容易に其の存在を知り得べき筈  
 である。然るに人生は昔も不如意であり、榮枯盛衰を免れない。かの齊部氏と  
 中臣氏とは、共に互格の名門であつた。それが子孫の世になると、中臣氏獨り

中臣氏と  
齊部氏

權勢を得しに反し、齊部は次第に失脚して、漸ふ五位が六位の官を出なかつた。  
 其れを憤慨して齊部廣成の書いたのが、有名な古語捨道であると云ふのである  
 大同方に傳ふる古志公の一族や、大神臣、三宅連等の氏族は、いつしか衰へた  
 ものと見え、其の後史上に多く名を現はさず、三宅神社の如きは、遺跡妙見村  
 となり、社名が宇都宮明神などとなつて居る態裁である。  
 又延喜式に沼垂郡美久利神社がある。然るに其の所在も名跡も殆んど失はれ  
 て解らない。或は今の沼垂町白山妙理權現なり(吉田博士)と云ひ、或は加治郷  
 の白山權現(加治明神)なり(神社覆録)と云ふ。何れが果して是か、若し後者に  
 従つて加治郷の加治明神か、美久利社なりとしても、それすら今日は明神の名  
 廢れて、佐々木氏の氏神を祭る藤戸神社となつて居るのである。其祭神に就て  
 も、前者は水分神なりとなし、後者は大己貴命なりとの差別が起つて來るのだ。  
 尙式内神社を八幡宮と呼稱して居るのが多い。是れは武士階級の起るに連れ



八幡と式  
内社

八幡宮は弓彌八幡など、稱し、殊に源氏の軍神であつた處から、武家の盛大なりし時代は、當時名ありし神々に八幡神を入れ加へ、此くは呼びなしたものと思はれる。例へば南蒲原の狭口に八幡神社あり、吉田博士は是れ中山神社に非ずやと云はれ、又古志郡與板八幡も、式内都野神社かと云ふ人がある。刈羽郡の鶴川神社が、琵琶鳥村の八幡宮と呼ばれてあるが如きは、此の間の消息を最も雄辯に物語るものであらう。

第五十七節 原因の二―封建制度

族長政治が全然廢れ、實力を貴ぶ戰國の

後に、再び天下一統して、茲に封建の制度が成り立つた。封建は君長の意志のまま、其の臣を一地方に封じて、其の地方を統御せしむるのである。故に一の封侯と其の地方とは、歴史的に何等の關係があるでは無い、領内と住民と封侯とは従前よりの主従でも無い。従つて甲侯は乙地内に於ける神社佛寺と、歴史的に無關係なものである。中には徒に土地の神社を動かして、領内人民の怒を

中山神社

自然の人  
情

買ふの愚を考へ、其の轉移を避けし賢者もあつたらう。然し或者は前住地に於ける菩提寺を引き連れて來た。前住地の氏神を又氏神として、就任地へ迎へ取つたものもある。其の當然の人情として、從來の社寺に手は着けないとしても、自己に直接縁故ある社寺を喜び、且つ其の隆盛を計る事となり、古い由緒ある土地の神々に對しては、あまり多くの注意を拂はない、と云ふ事も時世としては當然であつたと想はれる。

殊に人間の居住地は、丘陵の高所より次第に底地へ降下した。而も式内神社の殆んど總べてが、海拔三十米突内外の高地であるに見ても、上代人間生活の中心は、沼澤の底地に非ずして、高地にあつた事が知れよう。城塞も其の通り時代が古ければ古き程、其の所在地は山地丘陵であつた。古城跡としての遺跡はすべて丘又は山の地である。其の理由は蓋し上代にあつては、當國多く沼澤泥濕の地であつた結果であらう。後世開墾に開拓を重ね、居住すべき、耕作す



べき平野が、次第に増加して來たのである。封建の徳川時代に入ると、いよいよ治水開拓の業が盛んとなり、築城は高地よりも平地が撰ばれ、政治商工の中心も平野の域下町に移つたのである。従つて山間に於ける神社所在の地が、歲月の経過あるに従ひ、疎隔となり遺忘せらるゝのも、亦自然の結果であり、止むを得ない事と云はなければなるまい。

第十三章 式内神社の所在地

第五十八節 所在明らかなる神社 第五十九節 所在不明確なる神社  
第六十節 奴奈川神社と大神社 第六十一節 佐多神社と水島磯部神社 第六十二節 江野神社と津野神社 第六十三節 小丹生神社と宇奈具志神社 第六十四節 多岐神社と魚沼神社 第六十五節 伊米神社と川合神社 第六十六節 青海神社と宇都良波志神社

第六十七節 槻田神社と小布勢神社 第六十八節 伊久禮神社と中山神社 第六十九節 且飯野神社と市川神社 第七十節 美久利神社 第七十一節 多岐神社と漆山神社 七十二節 荒川神社と蒲原神社 第七十三節 佐渡郡に於ける式社の所在

第五十八節 所在明らかなる神社

社跡の不明確を來す三個の原因は既に述べた。

然し中には彌彦神社の如く、寓人認めて其の所在を疑はぬものがあり、或は論争中に屬する神社もある。先づ今日明白になつて居るものを挙げれば

頸城郡

- 河北多神社 (谷濱村大字長濱天神袁) 中
- 居多神社 (春日村大字居多濱) 中
- 物部神社 (管原村大字田中) 中
- 管原神社 (管原村大字管原) 中



- 五十公神社 (上杉村大字所山田) 中
- 青海神社 (青海村大字青海) 西
- 圓田神社 (名立村大字丸田) 西
- 斐田神社 (斐田村大字宮内) 中

古志郡

- 三宅神社 (六日市村大字妙見) 中
- 相原石部神社 (下相原村大字和田) 中
- 石井神社 (出雲崎町字石井町) 中
- 三島神社 (三島村大字三島) 中
- 御島石部神社 (北條村) 中
- 物部神社 (二田村大字二田) 中
- 鴉川神社 (琵琶島村大字同) 中

魚沼郡

- 三島神社 (同) 村大字劍野) 中
- 大前神社 (大崎村大字大前) 南
- 蒲原郡 字都良橋神社 (橋田村大字橋田) 中
- 伊賀良志神社 (鹿峠村大字飯田) 南
- 伊夜彦神社 (彌彦村大字彌彦) 西
- 長瀬神社 (七谷村大字宮崎) 中
- 土生田神社 (田上村大字羽生田) 中
- 船江神社 (赤塚村大字赤塚) 西
- 沼垂郡 大形神社 (大形村大字河渡) 中



石井神社 (五十公野村大字同) 北  
 黒川合神社 (黒川村大字熱田坂) 北  
 岩船郡 (赤松村大字赤松) 西  
 岩船神社 (岩船町) 中  
 西奈彌神社 (瀬波濱) 中  
 荒川神社 (平林村大字小岩内) 西  
 桃川神社 (和納村大字桃川) 南  
 湊神社 (和納村字七湊) 中

等である。此あ中の二三社につきましては、尙議論の餘地もあるけれど、先づ明らかなる神社として一括し置からざるを得ない。

第五十九節 所任不明確なる神社

以上列擧せる以外の式社は、其の所在に就いて皆議論がある、式社の研究は、漸く近世より始まつたのであるから、幾

大膽にして細心し

第一着眼点

百年間の埋藏物を、一朝掘りあてやうとするような者であつて、なか／＼容易でない。研究は未だ初期に入つただけと言つて可からう。故に今後の調査如何によつては、案外な土地に意外な発見があり、豫想せざる地點に想外な式社が現れるかも知り難い。要は大膽に而して細心たるべしである。決して先人が、世間一般が、既に此く認めあるが故に、其の定論を動かし得ない、と思ふのは誤りであると思ふ。根底から打ち破つて、獨創の見を立てんとするの意氣が、なければならぬと思ふのである。今本節以下、各社の詮索にあつて、吾人の着眼すべき第一點は、現在の分明となつた式社が多く、

- 1、八幡宮又は白山社の名を以て呼ばれて居る事、及び所在地名に宮字あり
- 2、種々の環境から考察し、土地開完の前後を觀て、最も早く開けしならむ
- 3、祭神の如何である、

式内神社の所在地



此のうちで祭神の如何は、最も重要な點でありながら、祭神を知る事は、寧ろ所在地を知るよりも困難であつて、神佛混同の結果は、嘗て實在せざる神体を多くこしらつて居り、武家の興廢と專横とは、主神の位置を勝手に轉倒し、或は改廢して居るのである。故に遺憾ながら此の點は、あまり多くの期待ができない。第二の初期の開發地と思はるゝ方位は、いろいろの關係から豫想し得らるゝものであるから、大に餘考とする價値があり、第一の八幡宮又は白山社は殊に絶えず念頭に置く必要がある。以下各節を分けて、一々詳細に論評して見よう。

第六十節 奴奈川神社と大神社

此の二社を首め以下論ずる式社につき、いろいろ議論あら事は前述せる通りであるが、先輩の意見を引用するに當り、一々著書名を記入する事は、頗る煩に堪へ難いから、豫め左の番號を附して區別して置かう。先づ地方史としては

1、地名辭書

2、越後名寄

3、越後野志

一般史としては

4、大日本史神祇志

5、神社叢書

6、渡會氏神名帳考証

である。故に(4)とあれば、其は大日本史神祇志の附號であり、地名辭書と書く代りに、唯(7)と記入する次第である。

さて奴奈川神名も大神名も、早期創立のものと思はれる、先づ前者につきて過去の學者は、どんな説を有して居つたか

(1)近世一宮柳田明神を以て之に疑定す、今糸魚川町大字一宮、天津神社の境



内にあり、一説能生の白山社にあらずや、と論ずるものもあり

(4) 神初在黑姫山背梯立村、中選干山崎村柳田、後移今地稱柳田神

(3) 神祠糸魚川の東南三町を隔て、上刈村に在り、一名一宮村、神領百石社地

方三町天津社と名づく

とあり、先づ大体は一宮村説に一致して居る。唯能生川は奴奈川の訛にして、奴奈川即ち能生神社なりと説くも一説、殊に俗に白山権現と稱するなど、頗る味がありさうである。然し一宮の村名ある以上、其の地位や動かすべからずであらう。大神社は

(1) 同町一宮天津社、或は云上根津村に、大神堂と云ふ大字残り、其地に山寺千手院の跡あり、此處ぞ式内神社の古跡なれ、一宮天津神社は、是れ等の舊祠廢れたるを、移して祭れるものか

(2) 今追野神社と云ふ、大和神社にも作る、沼川庄森本村

(3) 森本村に在り、今改めて追野神社と云、一説沼川保、根智谷大野村に在るとす

とあれば、上根津村の大神堂に最初在りしを、後世天津社と合併せるものと思はれる。

第六十一節 佐多神社と水島礎部神社

佐多神社につきては

(5) 今町村に在す、諏訪相殿祇園、日吉と稱す。

(3) 直江津今町砂山村にあり、祭神祇園牛頭天王、相殿日吉山王云々

(1) 上早川村大字宮内にあり、劍三社明神と號し、其山を鋒峯と云ふ

とあり35の今町村とは何處か、直江津は開發年代新らしければ、其の地内に式社あるべからず、地名辭書の早川村説に異議なしだ。水島礎部神社は頗る曖昧である。

(1) 筒石今礎部村と改む、能生の東北 里半、海磯なる一祠を、近年水島礎部



神社なりと云ひ出で、遂に村名にも其の跡を加ふ、  
とあり、村名を改めてまでも主張するには、それだけの深い典拠があるのか、  
若し然らざれば愈々後世を誤らしむる仕業と云はなければならぬ。

(5) 梨平村に存す、今鹿島明神と云ふ

(2) 梨平村、今は鹿島八幡を祭る

(3) 梨平村にあり、祭神鹿島大明神、相殿八幡大神宮

(4) 梨平村社側有磯部山、其近傍呼曰水島里云

とあり、神祇志云ふが如く、磯部山あり水島里あるとすれば、梨平村と定めて  
異議は無からう。

第六十二節 江野神社と都野神社 江野社につきては二説あり、一は名立村

首崎説にして、一は高田直江津町と説く、式社考証に「名立の大宮は、名立谷  
三十三村の總鎮守とも云ひ、江の崎とて海に突き出でたる磯山にあり、此處を

江沼臣の  
祖神か

江崎郷とも稱し、大宮の神主武内氏也」とあれば、江野を江沼の變名と見る時  
姓氏録に

江沼臣、石川同祖、武内宿彌男、若子宿彌之後也

とあれば、武内氏の後裔が江沼臣の祖先を祭れるものらしく、神主を武内氏と  
云ふ點に於て、江野江沼の訛にして、此の社又江野神社たる事が肯定せらる

古志郡津野神社

(1) 宮内に一王子權現社あり、延喜式都野神社なるべしと云ふ、いかにも地方  
の神社なれば、由茲ある事ならん。人曰く名寄に與枝は吉川庄にて、舊名大  
八津と號すとあり、一書に武内都野社は、與板八幡なりと説く、大津と都野相  
因みなきに非ず、今西なる宮澤槇原等を大津村と稱つ。  
(5) 蒲原郡月岡にあり、と説けど此の地上代古志の地にあらず

式内神社の所在地



要するに問題は、與板と宮内と何れの地なるかにあり、土地の形勢、開發順序の豫想等よりすれば、與板も然るべき處、宮内も亦然るべき土地であり、一は八幡宮の稱あり、舊名大津の地に屬すると云ふ、一は地名を宮内と稱し、何れも詮素標準の條件に叶つて居る決定は祭神の如何に由つて、岐るゝのであるが不明瞭である。姓氏錄に

河内皇別、紀部、建内宿稱男、都野宿稱の後也

高彦根命

とあれば、紀部の一族が其の祖先を祭れるものか。越後同式社案内には、古志郡上組村大字宮内に高彦根神社とあり、高彦根命は記に

大已貴命娶坐胸形奥津官多紀理姫命、生子阿遲鉏高彦根命

とある。若し都野神社の祭神を此の命なりとすれば、宮内地が當然其の所在であらう

第六十二節 小丹生神社と宇奈具志神社

小丹生神社につき

(3) 今は三島郡に屬す、西越庄島崎村に在、出田明神と號す、蓋し大山祇命を祭るか。神社勸請の年曆時代を知らず、會陽舊事雜記に曰く、允恭天皇元年越後國上町庄泉田神現すと記するは此か。

(4) 三島郡西越庄島崎驛、出田明神

(1) 神祇志料云、式内小丹生神社、今島崎村に在り出田明神と云ふ。此の地緒土最美、所謂丹土也。北越親記云、出田明神社境の土を、麴室に塗加ふれば麴よろしとて、之を乞ふ者多し

等昔島崎村の出田明神に一致する。但し小丹生の名果して土質の美より起れる

ものか、

宇奈具志神社

(1) (5) 今其の所在を知らず

(4) 藏王村金峯神社蓋是、

式内神社の所在地



青山氏神祇考に、古志魚沼二郡の界に稻越村あり、宇奈具志と稻越音相近し、神社此の地にありしか

とあるが眞なれば、如何にも稻越の地らしい。神祇志料にも

宇奈具志社今亡ぶ、之を土人に問ふに古志魚沼二郡の界に、稻越村と云あり云々

とあれど、五萬分一の地圖上其の地名を見出すに苦しむだ、或は見落しか。要するに宇奈具志は高志國造の祖、稻與命なりとすれば稻越村の所在説頗る有利である、或は西越村に伊奈古山なる地名ありと云ふ。不幸此の地名も五萬分一の圖上では見當らない

第六十四節 多岐神社と魚沼神社

一は三島郡六座中の一にして、一は魚沼

五中社の一である多岐神社

(3) 刈羽郡長橋庄曾地村にあり、一に多は神社に作る。祭神六社明神

(5) 刈羽郡別山村に在り

(4) 同説

(1) 和名抄三島郡多岐郷、今詳ならず、延妻式驛名に多大ありて、三島と大野(出雲崎)の間なれば、此の宮川などの海道に、其驛站ありしを知る。而も多大は郷名に見えざれど、多岐の誤となすべく、又式内三島郡多岐神社あるを通考するに、宮川を其多岐郷なりと推定せらる、宮川とは其神社ありて、其の細溪を呼びしもの、一轉して里名となり、柏崎領新風土記云、曾地の邊を原田郷と云ふ、六社明神なり、其社家を多々氏と號し、此祠は即ち式内多々神社なり

と異説がある。吉田博士の立論は和名抄の多大を多岐の誤となし、宮川の地式社の所在より起れりとの二點にあり、越後野志と柏崎領風土記とは多岐社を多々社とも稱すとなし、社家を多々氏と云ふに、有力な証據を認めんとして居る

多岐と多

式内神社の所在地



若し神主が多々氏なりせば、多大と頗る類似せる點に於て大に味ふべく、又和名抄の多大驛名、必ずしも誤りでない事になり、兩者の議論は何れとも、容易に否定し難いのである。

魚沼神社

(1) 上彌彦社 近年改稱して大沼神社と云ふ、小千谷の西八町許、城川村大字土川に在り。北越雜記云、土川村彌彦明神は社祠曰明神當國臨幸最初の地なりと、安定ならず。垂仁帝の御宇に、阿彦と云ふ者を當國に征伐せらる、此の阿彦が靈を祭れる社なりとも云ひり。神社卷藻鹽草に、「垂仁帝の御宇、大若子命に標劍を賜り、越國の凶賊阿彦を平げよとの勅あり、即ち幡を退治せしかば、大幡主と名を賜ふ」と述ぶ。又魚沼神社は上彌彦の古名なり、と云ひ出でたれど皆清晰を缺く、大社なれど地形上斷じて聽し難し

(3) 魚沼郡上田郷藪神庄土川村に在り、祭神伊夜日子大明神、神職五十嵐大煩

社傳云天香山命越後臨幸最初の地なりと、一説廣瀬郷大倉村に在り、祭神大己貴命又大山祇命

(5) 大倉村に在り、今八海大明神と稱す。

(4) 前同説

八海山は六日町の東方約三里、越後山系駒岳の西にならふ、水無川其の北を流れ、三國川南を流れて魚野川に入る。山頂に八海明神を祭る、里宮は宮村、山口、大倉、にありて、如何にも名社の形跡がある。

第六十五節 伊米神社と川合神社

川合神社は其の音の通せる點より、川の

西岸川井村にありと云ふ入あれど、川口村の阿喜利宮がそれであろうと思はれる。阿喜利の名、如何にも古味あるのみならず、上田川と信濃川との會合する地形から言つても、川口の地が所在地として相應である。殊に川口の東北に近く牛頸の地あり、開拓の早きを想はせるのである。



伊米神社

(5) 虫野村に在り、今諏訪明神と云ふ

(4) 一宮村櫻町、舊在村中伊米原、按本村古水帳有伊米田、田南有伊米崎云々

(1) 櫻町に一宮八幡あり、式内伊米神社なるべし、式社考証云今虫野野村の諏訪社を伊米社なりとす、此の地を伊米崎と呼ぶは其の證なりとなせど誤れり

伊米山とは無き言にて、大の坂と云ふぞ元稱なる。

とあれば餘言を費す必要はなかるう。

第六十六節 青海神社と宇都良波志神社

從來の諸説は多く、青海神社を青

海庄加荒町にありと説いた。神祇志料も、大日本神祇志も、神社叢録も、殆んど全部が一致して居る。之に反し吉田博士は、北越雜記の説を引用して、蒲原の五社明神なりと説き出した。

(1) 加茂神社 加茂山に在り地方の名祠とす、何れの頃よりか、式内青海神社

加茂神と  
青海神

なりと冒稱し、天明七年建立の石碑に、「北越加茂有神祠、號曰加茂大明神、又傍齋糺青海兩神(中畧)、桓武天皇營都平安城、茲尋覓諸國加茂地、興建神祠と云ふ。已に石川庄加茂神社の古義を失ひ、青海神に配祠すと號す、近年更に本末を錯置し、青海神二座を主とし、加茂神を客とし、舊儀を失するこ

と甚だし  
と、まことに言の如くば、主客と轉倒云はざるを得ない、博士の攻撃には同感である。然らば青海社は何處か、同博士の所謂五社明神か、博士曰く

蒲原神社、今蒲原に在り、寶曆中新發田藩主の題進したる青海社てふ額あり此なる蒲原は古上の名津の遺跡なれど、舊地退轉の後、衰弱を極めたることありしにや此の邊鏡、近江山、近江澤など云ふ京多し。青海の訛が

と、古の蒲原の津を、斷じて今の蒲原の地に非すと云ふ吾人は、同一理由を以て此の地に式社の存在を容るゝ事はできないのである。

式内神社の所在地



青海山

(2) 青海山、加茂と村松之間、尾登坂の傍に在り。  
 (3) 青海山、加茂と村松の間、尾登山の傍に在り、神社古へ青海山の頂にありしを、加茂山に移せり

と、今加茂神社所在の地が、海拔幾米であるかを知らないが、若し現在所の低地にあるものとすれば、それは偽りの神社に相違ないと思ふてゐた。果然此の越後名寄、及野志の二書には、加茂と村松との間、尾登山の傍に青海山あり、山頂に青海神社あつたのを、後世加茂山に移せりと云ふ事が解つた。今加茂社祭神の、主客轉倒し得る事は、吉田博士の痛撃せられた通りである。

宇都良波志神社

(3) 蒲原郡菅名庄五泉に在り、祭神八幡大神宮

(4) 橋田村稱日吉社者蓋此、社存尙存鶉橋之名云

(1) 橋田村に山王社あり

(5) 瀧谷村に在り、白山權現と稱す。

と多く橋田村説を執るに對し、神社叢録の著者は反對を唱へ、越後式内神社案内も

村松より東南三里許、瀧谷村白山權現

と言つて之に和して居る。神祇志の「社傍古存鶉橋之名云」とあつて、瀧谷説にくらべ比較的有力であるとも見えるが、然しそれは此の邊を鶉橋庄とし、鶉橋の舊名残つて居るとしての事である。寧ろ地形上、或は土地開發の關係から考へて、瀧谷村のあたり、上代人民の繁榮地であつたと想はれる、從て瀧谷地方に一の式社が存在すべき筈である。此の意味に於て吾人は瀧谷説をとりたい。

第六十七節 槻田神社と小布勢神社

槻田神社には三條説と月岡説の二つがある。

(3) 大槻庄三條裏館に在、祭神八幡太神宮



- (4) 大槻庄三條町八幡宮蓋此
- (5) 三條町裏八幡

(1) 月岡村津野明神にやあらん、又三條八幡宮も槻田なりと言出づ、何れか定め難し。

三條と月岡

一は大槻庄の槻に因み、一は月岡の月と類似せるに因みたるやうなれど、共に怪しい。兩地は皆な五十嵐川の吐出口にあり、千年前に於ける人民居住の好適地とは思はれない。殊に三條の如きは其の開發鎌倉以降の土地であろうと疑はれる。北越風土紀節解には、所在佃村とある由なれど、佃村とはいづこの事か尙他日の研究にまつとしよう。

小布勢神社は多く大崎村字保内にありと云ふ。地名辭書ひとり反對して曰く『此の地を和名抄小伏郷となせど、勇禮郷に密接して別に一郷を建設せらるべき形勢に非ず、村中に伏谷てふ字ありと云ふも、郷名祠名の舊地に引きあて

難し。而して

小伏郷 本郡櫻井郷の北方、角田山の東麓などにもやとおもはる、且つ峯岡村に伏部と云ふ大字あるも、小伏と多少の關係ある如し。小伏はオフセと讀むべきこと明白也、姓氏錄によれば布勢氏は、高志深江等の國造と同じ、大彦命の裔に出づ、布勢の部民を伏部とも云へる缺。一はまた大槻と云ふと唱ふ、後説に賛する。

第六十八節 伊久禮神社と中山神社

和名抄勇禮郷の井栗なりとし、此の地

伊久禮神社の所在地となす事、從來諸學者の殆んど一致する處である。然も此の地海拔約八九米の間にあり、當時未だ開拓地として適當せざるべく、式内神社の所在としては、多少底きに過ぐる怨みがある。或は勇禮郷は今日の井栗村のみを限らず、廣く東南の丘地に至るまで、其の領域たりしもの、後日底地の開拓に従ひ、高地の一部住民が氏神を奉じて、底下せるものとすれば異論は無



菅谷村に  
伊久禮の  
森あり

い。唯茲に一點疑惑の存するは、北蒲原郡菅谷村字藏光地内に、大字伊久禮の森あり、伊久禮神社がある。おかしいのは同村々是調査中、之に附記して曰く往年南蒲原郡井栗村より移し奉ると。實際移し奉つたのか、或は上代より此地に伊久禮社ありしなれど、世間一般は井栗村を、其の社所在地として認定し居るので、やむなく此んな小細工を加へて移轉税などを作つたのか。何の必要も因由もなく、徒らに虚構を書いて、人を詐かんとせるものとも見做されない地形から考察しても、加治郷の平野は頗る廣く、且つ古き開發地なれば、一正式社の存在するの可寧ろ當然なのである。而も從來は一社も式社として認められたものは無かつた。現在の宮司相馬氏の家は、四十餘代連綿として相續し來つたものであると云ふ。

○中山神社

(3)菅名庄山袖郷橋田村に在り、山袖郷總鎮守にして祭神日吉山主、此の地新

津より加茂まで、蒲原郡の中ほどに差出たれば、實に中山と稱すべし。

(4)宮下村山浦八幡、蓋古者在中山村、後遷今地也。

(5)橋田村山王權現。

右の中橋田説最も危ければ、採らずとして、中山説に對する吉田博士の攻撃に曰く

北蒲原に中山小中山(今笹岡村)あれど、阿賀北は古代蒲原郡域にはあらず、近年大崎にも中山社を説くと、而して狭口は村松五泉の方へ越ゆる尾登峠の下にて、彼の峠を中山と云ふも不當に非ず、猶考ふべし云々。

と。加茂より村松への山路、降口より尾登峠にかけての地點は、たしか上代有要の交通路なりと想はれ、式社の所在亦不當にはあらざれど、名寄及び越後野志なども既に説けるが如く、青海神社の所在地なりと考ふるが故に、此の點については博士に同意し難く、第二點は阿賀北の地、古代の蒲原郡に非ざるが故



宮の下の  
地形

にと云ふも、今日謂ふ所の阿賀北阿賀南の區別を以て、嚴格に千年以前を津し得るや、否やが先づ以て疑問である。抑も宮の下は丘陵にあり、其の下方一帯は上代海でなかつたかと思はれる。加之に此の地は安田より來り、中山、丑首五十公野加治を経て、岩船方面又は關谷方面へ出づる要點に當り、地形上式社所在地としては、最も然るべき場所であると思はれるのである。

第六十九節 且飯野神社と市川神社

地理志料には蒲原郡日置郷、朝日を舊

名目飯野とあるが故に、且飯野神社は此の地なりと説く。

(3) 白川庄宮下村の山足にあり、今山浦神社と稱す、社地方五町許、杉松の古樹繁茂し物ふり神さびたる靈地也、神職文化中まで五十四世相續し不絶。

(1) 朝日、金津村の大字とす、普談寺觀音堂(當國第二十番)あり、且飯野は此の地かと云ふ。按に今朝日の若宮といふは、いと小祠にて民有の林敷中に在り、村民の崇拜もなし。沼垂郡の岩井神社が中世變じて、岩井觀音となりた

る例、又和州山邊郡の式内朝日豊明姫神社が、朝日觀音とも稱したる例に想ひ合せて、普談寺堂即ち古の神域かと疑はるゝ也。朝日觀音と云ふことは、抑も如何なる以所にや、諸國諸郡に多し、此なる古祠も其の觀音に打ち消されて、亡びたる如し。且飯野はアサヒノにて、後世之を朝日に訛るも自然の數とす。

越後野志の宮の下説あれど、此の地既に中山神社ありと信ずるが故に採らず、唯聞きたきは七十餘代連綿として絶えざる神主の實否である。

市川神社

(2) 或説曰乙村に在り。

(3) 安須波郷乙村に在り、祭神八所明神は大己貴命を祭る。

(4) 蒲原郡松崎村。

(1) 式社考証小池氏云、松が崎の稻荷社を市川神社と云ふは、此邊を流るゝ加



治川の稜威速なりしにより、上古の市川と唱ひしによる缺、其の社天保中まで、加治川の傍にありしが、川缺となり山上に移す。

とて、松か崎説に賛成の口吻である。小池氏の謂ゆる加治川は、往古此の邊を流れたりとは思はれず、加治川の現在の地位になりしは、頗る後代の事に屬する。故に其の説先づ以て論據を缺く。第二の乙大日堂の八所權説は多少考察を要する。地名辭書に又曰く

式社考証云、昔大日堂は今の經藏の邊に在りしを、後八所權現の山を切り崩し、寺地を廣めたり、乙村は元市川里と云ひ、村民は河流の流木を薪とするを忌む。八所明神は其の河神なればと、又大日如來の本像は流木なればとも説く、式内市川神社か

とある。蓋し神名より見るも地形に因み<sup>キント</sup>在るらしい。而も乙の地たる荒川と胎内川の中間にあり、其の開發も相當古ければ、式社所在地として必ずしも無理

ではないけれど、市川里とは果して乙の裏濱の名か、参考の爲め康平圖を開き見るに、其の地乙より稍々西南上方に當つて居る。然るに胎内川の河口笹口濱が、此の地点と一致するのみならず、鎮守を須賀神社と云ひ俗稱天王様の名あり、須佐男命を祭神とし、附近宮瀬の字まであつて、乙に比較してより多くの條件を具備し居るより見れば、市川神社蓋し此の地ではあるまいか。

第七十節 美久理神社

特選神名牒なる一書に、一説田貝村二王子山大山祇

神社が、と云ふの他諸説悉く沼垂の白山社に一致して居るのである。

(3) 奴多理郷金津庄沼垂に在り、祭神白山大明神、然に今觀音を神像となす。

(4) 沼垂町白山社、傳言舊在王瀬山、後遷今地。

(5) 沼垂郡加治郷、今の白山權限。

(1) 舊は王瀬向山にありて、沼垂の民の古來鎮守神とせること、古圖舊記に多く見ゆるも、其式社内に相當るや否やは、未だ明證なしの美久理の名義は水



分にや、ミクマリと美久理稍近し、然れども草名にも美久理あり(中畧)、此の草名に出づるか。或は云ふ此の美久理の語は、妙理權限てふ白山神に呼び通ひば、後世美久理の名を失ひ、白山とのみ呼ぶ事となる云々。

とあれど何れも皆一の想定に過ぎない。由來沼垂は沼垂柵の跡なるが故に、此の地の鎮守神は最初柵戸住民の奉仕せるものなるべく、沼垂柵の造は

沼垂柵造

齊明帝四年夏四月、阿部臣率船師一百八十艘伐蝦夷、齋田淳代二郡蝦夷望怖乞降、秋七月辛己朔甲申、蝦夷二百餘詣闕朝獻、餐賜贍給有加於常、授淳足柵造大伴君稻積小乙下。

あれば、大伴氏なりしに疑なし、大伴氏は姓氏録に道臣命十世孫、佐<sup>サ</sup>出<sup>デ</sup>彦<sup>ヒコ</sup>之後なりとある。若し美久理神社が柵設置の後、是れ等の氏族によつて建立せられたのであるなら、祭神は道臣命が遠祖天神日命あたりで、なければならぬ筈である。然るに白山権現の祭神を、或は水分神なりと云へ、或は大己貴命なりと

「菅溪史跡」の考證

云ふ。水分神なりと云ふは、美久理をミクマリの訛としての想定なるべく、大己貴命は出雲系の神なれば、此の地の鎮守神として如何なるものか。之に關して近時、篤學者菅與吉氏(前掲)が、其の著菅溪史跡(寫本)の中に、詳細な考證をして居る。曰く

沼垂の白山神社を以て、其處なりとなせる者あれど、亦「美久理」を「水分」に説解せる結果にして、現今の沼垂の地は、上古江海なれば神社所在地に非ず(中畧)。和名抄沼垂郡は足羽沼垂加治とありて、當時三郷に分れ、美久理神社は其の加治郷に屬し、初め加治明神と稱せられ、後又宮田大明神とも稱せらる。今の藤戸神社是れ也。藤戸神社は其先大己貴命を祭り來りしが、鎌倉時代佐々木盛綱、地を越後に賜はり、來つて加治の地頭たるや、其祖宇多帝を祭れるに及び、加治明神の社號藏戸神社となる。明神の所在地を宮内と云ひ、王朝時代に於ける加治郷の中心たり。尙同社所在地たる宮内村古檢帳に



明暦四年加治藏光組、宮内野帳として、  
 宮<sup>△</sup>田<sup>△</sup>、一畝十八歩、  
 上、一畝十八歩、  
 上、一反八畝田歩、  
 などあり、又、  
 めくり田<sup>△△△</sup>、  
 上、一反九畝十八歩、  
 中、七畝十五歩、  
 とあり、宮田は即ち明神御供田の名稱にして、めくり田はみくり田の誤記、  
 若くは俗里飯(めし)とみし、見えるを「めえる」とも云ひ、  
 みとめを混同する例多ければ、めくり田はみくり田と同一語たる疑無し。  
 而してめくり田と稱する合反別七反三畝十一歩の地は、社地又は社田の遺跡

なりと謂ふべく、殊に此の地由來、出雲朝との關係残からず。出雲風土記に大  
 已貴命、越の八口征討の事を戴す、八口の地今關谷村にあり、氷川は今の菅谷  
 川の舊稱にして、其の証古文書に在り。蓋し大已貴命は征討の根據地を加治  
 川に置き、次第に菅谷鼓岡等へ進み、遂に八口に到りしものならむ。越後平定  
 の後、御厨を加治山下に設けられたるものか、奴奈川姫神社古記に  
 奴奈川姫命、沼垂田の稻を用へ晝酒をかもし、停沼田の稻を用えて飯をな  
 し、以て大國主命にすゝめなめしむ  
 とあるに徴すれば此の地農耕早く開け。出雲朝其の御厨を茲に、設けられた  
 るものと推定して可也。加治山麓の地、今なかくら、くら光と稱するくらは  
 「くりや」の約、藏光は御厨の美稱に外ならず云々  
 一郷を作るほどの地域には、必ず一團の民衆があつたに相違なく、一團の住民  
 あれば又一の氏神を祭祠するは、上代の通習なれば、沼垂三郷の中沼垂郷(今の



一郷に一社

大形地方と假定して一には、既に大形市川の兩社あり、足羽郷（若し今の山浦笹岡保田邊を其地とせば）に中山神社がある。ひとり本郷式社一も無しとは理に合はない。而して若し式社ありとせば加治明神を措いて他に求むべからず、吾人は菅氏の意見に同意する。

第七十一節 多岐神社と漆山神社

多岐神社は瀬波町の對岸、岩ヶ鼻の邊に

ありと云ふ者あれど、同處のたき山は多岐山に非ずして、瀧あるが故の地名とす、俗にお瀧様と稱し、參詣する者が多い。

(3) 小泉庄差合村にあり、一説瀬波川の岸、岩ヶ崎村の瀧不動を云ふ。

(4) 今在瀬波町多岐山、或云在指合村、稱瀬波八幡宮。

(5) 指合村に在る

(1) 式社考証云、村上の北一里、宮の下村に一宮河内明神あり、當郡の一宮にて、昔は山七谷川七瀬の神領ありと傳へたり、式内多岐神社か

とある。式社考証を可とす。

漆山神社

(3) 山家郷小泉庄葡萄村山中に在り。

(4) 葡萄村葡萄嶺、一名漆山矢萱明神

(1) 近年考定して矢向明神とす

等殆んど一致して居る。村上地方の山岡多く漆を産する處から、此の社名出でたりとせば當然なれど、式内神を奉祭するほどの氏族が、當時果して如是の山地に、居住したであらうか。此の點について尙疑問を保留する。

第七十二節 荒川神社と蒲原神社

(1) 平林村字岩内、驛の東南貝附の狹の渡セバの北岸とす、式内荒川神社あり、此地往昔の渡津なれば、此の神を祭るか

(3) 荒川の岸小岩内村に在り、今は小社にて荒廢せり、祭神不詳







八口神社あつて、八口と蒲原とは何等か關係ある名稱と見える、而も關谷郷又八口の地を和へて居るではないか。以上の諸点を綜合して見ても、此の地に一式社存在の當然であり、土澤の白山社が實際蒲原神社かも知れない。(尙後章越の三棚参照)。

第七十二節 佐渡郡の式社につきて

佐渡は海中の孤島であり、往古流罪人の國として、近世金鑛ある國として、有名であつたが、幸に政界の波動にも、又中央文化の轉變にも、あまり急激な影響を蒙らずにすんだらう。従つて昔ながらの遺跡が、比較的安然に、重大な損害を蒙らずに、保存せられて來たやうに思はれる。越後本國では其の跡を尋ねるに、容易ならざりし式社の舊跡も、此の地ではあまり多くの議論無しに、意見が一致して居るのである。茲では簡單に其の所在地を書く。

雜 太 郡

- 引田部神社 真野村大字金丸
- 物部神社 畑野村大字小倉
- 御食神社 同村大字後山
- 飯持神社 同村大原河内
- 越敷神社 同村大字猿八
- 加茂郡
- 大幡神社 海府村大字大倉
- 阿部久志比古神社 吉井村大字長江
- 羽茂郡
- 度津神社 本郷村大字飯岡
- 大目神社 真野村大字吉岡



### 第十四章 式内神社と祭神

第七十四節 本尊の移轉、神名の變更 第七十五節 祭神の大体觀

第七十六節 出雲系と大和系 第七十七節 式内社分布と兩系民族

の關係 第七十八節 地方征服と神寶の檢閲

#### 第七十四節 本尊の移轉、祭神の變更

式社所在地の詮索は容易でなく、い

ろ／＼の論争を免れないけれど、論争あるだけに、参考ともなり、手掛りともなつた。然るに其の祭神の如何については、殆んど手の着けやうがない、尙一層不明である。蓋し神社其のものを移轉したり、社名其のものを全然改廢すると云ふ事は、なか／＼に斷行し難い、世間の前もあれば民の思惑も考へねばならず、暴主か戰國かでもなければ、あまり多く行はれない。それに反して單に神体を移したり、本尊を變更するくらゐは、比較的容易である。殊に前述せる

神々の權化

神佛混合時代にあつては、いろ／＼の神が種々の佛に權化した。神が佛となり日本の歴史とは縁の遠い、異名の神々が作り出された。蒲原郡の岩井神社が、岩井觀音に權化したのは、一の好適例である。狡滑な神主は又時流に投せんが爲め、自己の本分を忘れて、祭神を佛教化せんとしたろうし、且つ盛んに因起や由緒の偽造變造をやつたものだ。中には出鱈目のやり方もあるが、中には隨分念の入つたものもある、相當歴史上の知識ある者の、偽造變造が一番困り、一番後世を毒するのである。頸城郡の菅原神社を、菅原天神を祭ると云ふが如きは、寧ろ愛嬌のある方で罪が無い。天保五年幕府へ呈出の彌彦神社記に  
天香山命、初め熊野に住み給ふ時の名は、熊野高倉下の命、神武帝の四年越國を天香山命に賜て曰く、越國は汝が子孫遠長に治めよと。命即ち海路を航して米水の浦に着給ひ、眞霧深朝之氣乃國とのたまひ、茲に宮居して不順ぬ者を討平げ、國民に耕種綱漁製鹽の業を教へ給ふ。時の名を手繰彦命といふ



後彌彥に還り十種の神寶、並に誦の靈劔を山の高根に鎮め奉り、國家の守復となし玉ふ云々

とあり、彌彥の祭神を天香山命となすが如きは、甚だ念を入れたものである。

第七十五節 祭神の大体観

上述の如き理由で今各神社の神体を、一々精確に断定する事は、殆んど不可能と言つてよい。然し祭神を知る事は古代に於ける、出雲及び大和兩系民族の分布を知る事であり、歴史舞臺の活動を解決する上に、最も必要な條件であるから、いま先輩の説又は舊記を参照して、大体祭神を記して見よう

奴奈川神社 奴奈川彥命 (出雲系)  
大國主命 (大和系)  
阿比多神社 少彥名命 (出雲系)  
推根津彥命 (大和系)

居多神社	大國主命	(出雲系)
物部神社	饒速日命	(大和系)
水磯部神社	奇日方命	(出雲系)
菅原神社	天穗日命	(大和系)
五十君神社	五公氏祖和	(同)
江懸神社	武内宿彌	(同)
圓田神社	大國主命?	(出雲系)
斐田神社	大國主命	(同)
三宅神社	大彥命	(大和系)
桐石部神社	奇日方命	(出雲系)
都野神社	阿遲鉏高彥根命?	(出雲系)
	都野宿彌?	(大和系)
小丹生神社	大山祇命?	(出雲系)



宇奈具志神社	大稻與命	(大和系)
御島石部神社	奇日方命	(出雲系)
物部神社	宇摩志麻治命	(大和系)
鶉川神社	許勢小柄宿彌	(大和系)
三島神社	大山祇命?	(出雲系)
多岐神社	建日穗命?	(大和系)
石井神社	田々比古命?	(出雲系)
魚沼神社	大國主命	(同)
大前神社	不明(大山祇命?)	(同)
阪本神社	豐城入彥命	(大和系)
伊米神社	武內宿彌	(出雲系)
川合神社	不明	(大和系)

青海神社	推根津彥命	(大和系)
宇津良波志神社	不明	
伊久禮神社	大國主命	(出雲系)
槻田神社	不明	
小布勢神社	大彥命	(大和系)
伊賀良志神社	五十日定彥命	(出雲系)
伊夜日子神社	大彥命	(出雲系)
長瀬神社	不明	
中山神社	大國主命	(出雲系)
且飯野神社	不明	
船江神社	同	
古生田神社	同	



大形神社	大國主命？	(出雲系)
市川神社	須佐男命	(同)
石井神社	大國主命	(同)
美久利神社	同	(同)
川合神社	不明	
石船神社	不明	(出雲系？)
蒲原神社	須佐男命	(出雲系)
西奈彌神社	日子刺肩別？	(大和系)
荒川神社	不明	
多岐神社	田々彦命？	(出雲系)
桃川神社	不明	
湊神社	速秋津彦命	(大和系)

佐渡郡にあつては

引田部神社	大國主命	(出雲系)
物部神社	宇摩志麻治命	(大和系)
御食神社	不明	
飯持神社	同	
越敷神社	若狭彦命？	(大和系)
大幡神社	大若子命	(大和系)
渡津神社	不明	
阿都久志比古神社	阿都久志比古命	(出雲系)
大目神社	大國主命	(同)

第七十六節 出雲系と大和系

以上の祭神には出雲朝より系統を引ける者と大和朝の系統に屬するものとの、二つに區別する事が能ると思ふ。無論同一式



社であつても、創立年代の比較的新しいものには、判然と此の區別は無いかも知れないが、兎に角祭神の上から見て、一應分類するの必要がある。いま明白な祭神のみに就いて、兩系に分例して見ると

出雲系は  
二十一社

一、出雲系統の神々

- 1 奴奈川神社、2 大神社、3 阿比多神社、4 居多神社、5 圓田神社、6 斐田神社、7 佐多神社、8 水島磯部神社。(以上頸城郡)
- 9 桐原石部神社(古志郡)
- 10 御島石部神社、11 多岐神社、12 石井神社(以上三島郡)
- 13 伊久禮神社、14 中山神社(以上蒲原郡)
- 15 市川神社、16 美久理神社、17 石井神社(以上沼垂郡)
- 18 蒲原神社(以上岩船郡)
- 19 引田部神社、20 大目神社、21 阿部久志比古神社(以上現佐渡郡)

の二十一社あり

二、大和系統の神々

- 1 青海神社、2 物部神社、3 五十君神社、4 江野神社、5 菅原神社(以上頸城郡)
- 6 三宅神社(以上古志郡)
- 7 宇奈具志神社、8 物部神社、9 鶴川神社(以上三島郡)
- 10 大前神社、11 坂本神社(以上魚沼郡)
- 12 青海神社、13 小布勢神社、14 伊賀良志神社、15 伊夜彦神社(以上蒲原郡)
- 16 湊神社(岩船郡)
- 17 物部神社、18 大幡神社

の十八社となるのであつて、出雲系に比ぶれば稍少數である、然し未定の祭神が明白になつた場合、如何に此の指數が變化するかは解らない。而して此の兩系の式社中、創立年代に於てどちらが早いかと云ふに、やはり大和系よりは出雲系の方が早い、前章第五十三節に、社名又は所在地等から考へ、創立年代の前後として述べし想定と、大部分は不思議にも一致するのである。

第七十七節

式社の分布と兩系氏の關係

煩雜を嫌はず、いろいろの方面から、分類し研究せる所以は、實に此くして兩系氏族の關係を知らんが爲めであ

大和系は  
十八社



る。此の關係を除けば、殆んど文献無き古代史の理解は、絶対に不可能と言つて可いのだ。いま各社の地位を圖上へ記入する、而して出雲系は夫れごとく出雲系に、大和系は又夫れごとく大和系に連絡する。と意外にも次の如き結果を得るのである。早稲、藤原、五十君、物部、菅原、五十君、と悉く大和系統の神々である。而して其の例へば西頸城郡に於て、青海江野の二社を除き、西から奴奈川、大神、佐多、圓田、斐田、阿比多、居多、と相連續して悉く出雲系の一線を書し得る。それが中頸城に入つては、物部、菅原、五十君、と悉く大和系統の神々である。又魚沼から古志にかけて、坂本、大前、伊米、三宅、都野等、何れも大和系の色彩が濃厚である、然るに刈羽三島の兩郡に至つては、出雲崎邊を中心として、

兩社分布の關係

出雲大和兩系が互に入り亂れて居る觀がある。即ち鶴川、三宅、宇奈具志の三社は大和系なるに反し、石部、石井の諸社は出雲系である。信濃川溪谷を江灣の地と見て、西北の彌彦平島には、彌彦、小布勢、船江の大和系のみが存在し東南岸に當る丘峻地には、出雲大和の二系が交雜して居るやうであり、北蒲原郡に入れば、同じ南東の高地を、南方から中山、石井、美久理の出雲系統のみが占領し、遂に岩船郡關谷郷の蒲原神社に合致する。岩船郡の西北部は、岩船棚設置後の開發とすれば、みな大和系に屬する神社のみあるべき筈でありながら、出雲系に非ずやと疑はれる神々もある。佐渡郡に至つては出雲系よりも、大和系の方が多い。蓋し上古出雲族は能登越中より、陸路を取れる者は國境を越えて、糸魚川の沼川郷に出でたであらうし、海路を指せる者は、先づ佐渡を一時踏臺となし、出雲崎寺泊の海岸へ渡つたものであらう。後大和朝に降伏してから、大和系統の種族が、佐渡を占據せるものと見做して、大過はないと思



出雲族と  
出雲崎

はれる。大國主命と奴奈川姫との結婚神話は、あきらかに沼川郷の先據地なるを立證し、出雲崎の地名は亦出雲氏族最初の到來地なる事を語つて居るではないか。一度沼川郷を占據せる出雲族は、直江津灣（當時一灣人地なり）より、船にて佐渡に渡り、佐渡から出雲崎へ入つたのか、或は海邊の道を辿り、刈羽三島を経て此の地に到つたのか、多分は佐渡航路より來りしものと思はる。それより再び船を信濃川灣（當時の同川溪谷を一大海灣と見て）、を横ざり、加茂の青海山より尾登峠を越し、瀧谷地方に出で、早出川の注ぐ村松灣（あの邊一帶の底地を海灣と見て）の東南岸を、保田笹岡の宮下邊を廻り、五十公野加治菅谷鼓岡熱田坂を打ち越え、岩船郡關谷郷八口まで出たものであらう。出雲朝が大和朝に降り、大國主命は武甕槌命に領土讓渡の契約をなせど、大國主の子武御名方命獨り従す、武甕槌之を追ふて科野の諏訪に封じ込めしより

大和族の  
經路

大和系の氏族は、そろ／＼越後征討及び開發に手を着けしものと思はる。其の經路の第一線は、能登越中よりの國境を越え、青海江野の兩庄を殘し、刈羽三島の地へ入つたもの、第二線は信州より關川を下降し、今の中頸城地方を占據して、茲に菅原、五十君、物部等の諸社を殘した。第三線は三國越により信州から、或は清水越により上州から、魚沼川の沿岸を征服しつつ、古志郡に出しもの、阪本大前伊米三宅の諸社は蓋し其の遺跡なるべし、古志郡妙見（三宅神社所在地）から、海灣の沿岸を降下して、彌彥半島へ出しものか、或は海灣を航して彌彥へ出たものか、不明なれど何れかの一の道を選んだには相違ない而して彌彥を中心に三島刈羽の諸方へ、領土の擴張を試みしは勿論、一手は海路岩船郡の瀬波岩船の地に至つたらうし、一は五十嵐川の流域征服に手を着けし事と思はれる。彌彥神の主神は、或は天香山命と云ひ、或は大彥命と云ふ。天香山命とすれば、西朝和睦の以前、早く越國に降れるものと想定すべく。大



彦命とすれば、崇神朝の四道將軍の一人としてであるから、當國降下は頗る新しいのである。吾人は彌彦の祭神を後者なりと信する者である。越後一宮として第一に推さるゝ所以も、此くして始めて解決がつくのである。

第七十八節 地方征服と神寶の檢閲

一族を率ひて神社に奉仕し、附近の土

民を領有し支配せる豪族を祝と言つた。神武紀に

是時層富郡波哆丘岬有新城戸岬者。又和珥坂下有居勢祝者、長柄丘岬有猪祝者、此三處土蜘蛛並恃其勇力、不肯來庭。

とあるのがそれである。そも氏神奉齊の事は、本來から云へば各氏の私事であるが中央勢力の増大するに連れ、中央政府は其の神寶を檢閲し干涉し、或は公に命令を降して、祭らせた事もあつた。此くする事が即ち上代に於ける、地方征服の確認となるのである。氏神を檢校し干涉する事によつて、確實に其の地方領有となるのである。蓋しある氏族に取つて、最大貴いものは氏神である。其の

最大貴重な氏神の神寶を、檢閲する事は、檢閲者に取つては最大の誇りであり權威の最も明らかな表現手段であつたろう。と同時に被干涉等に於ては、是れほど厭ふべき侮辱はなかつたのである。ある地方の豪族が中央政府に對し、野心がありさうだとか、不平を抱くとか、反抗の色があるとかと云ふ場合には、中央政府は必ず此の痛い檢閲干涉を行ふたものと見える。

崇神紀六十年條、詔群臣曰、武日照命從天將來神寶、藏于出雲大神宮、是欲見焉、則遣田矢部遠祖武諸隅而使獻、當是時出雲臣之遠祖、出雲振根主于神寶、是行築紫國而不遇矣、其弟飯入根則被皇命、以神寶付弟甘美日狹與子鷗濡淳而貢上、既而出雲振根從築紫還來、聞神寶獻于朝廷、責其弟飯入根曰、數日當待何恐之乎、輒許神寶、是以既經年月、猶懷恨怨、有殺弟之志云々。とあるが如きは即ち其の一例で、由來出雲氏は築紫の胸形氏と血統的關係があり、扼根が築紫に行ける不在中、突然神寶を貢上せしめたと云ふ。なんとなく

出雲氏と胸形氏



此の間に陰鬱な空氣が漂ふて居つたのではなかりしか。又

垂仁紀八十八年條 詔群鄉曰、嘗聞新羅王子天日槍初來時、將來寶物今在但

馬、元爲國人見貴則爲神寶也、朕欲見其神寶、即日遣使者、詔天日槍之曾孫

清彥而令獻。

とあつて、是も裏面には重大問題が、潜んでゐたのではなかりしかと疑はれる此の如くして強大な豪族は威壓され、豪族の氏神は従前の通り、自己氏族の氏神たると同時に、一方國家の神となつたのである。此の意味に於て、又かゝる時代にあつて、他の古い出雲系の神々よりも、皇別大彥神を奈れる彌彥神社が當國一の宮と仰がるゝに至つたのも、當然なりと納得しうるであらう。

### 第十五章 和名鈔時代の郡郷と今日の對照

第七十九節 郡名及び其の變革 第八十節 遺名より認め得る郷

第八十一節 不明確なる郷名頸城の原木郷 第八十二節 高家郷と

大家郷 第八十三節 文原郷と夜麻郷 第八十四節 日置郷と勇禮

郷 第八十五節 青海郷と小伏郷 第八十六節 足羽郷と沼垂郷

第八十七節 佐伯郷と山家郷 第八十八節 利波郷と坂井郷

第七十九節 郡名及び其の變革 和名鈔に記載の郡名は次の七郡である。

#### 越後國第百一

頸城郡	三島郡	魚沼郡
古志郡	蒲原郡	磐船郡
沼垂郡		

其れが或る時代には、郡名を増加せる事もあり、又は位置を換へた事もある。今和名鈔時代より、現代の郡區編制に至るまでの間に、變革せる次第を表示して見るなら



(和名鈔)

郡名考

天保郷帳

郡區編制

岩船

岩船

同

同

三島

刈羽

同

同

古志

古志

同

同

蒲原

蒲原

同

東蒲原

蒲原

蒲原

同

西蒲原

沼垂

沼垂

同

中蒲原

魚沼

魚沼

同

南蒲原

北蒲原

北蒲原

同

北蒲原

北魚沼

北魚沼

同

北魚沼

南魚沼

南魚沼

同

南魚沼

中魚沼

中魚沼

同

中魚沼

中魚沼

中魚沼

東頸城

東頸城

中頸城

中頸城

西頸城

西頸城

計管 七

同

十五郡

となり、三島郡は足利時代に刈羽郡、寛文中沼垂郡と稱せし事ありしが、後再び刈羽郡に復した。又魚沼郡妻有を妻有郡と呼び、千屋を千屋郡、岩船郡を瀬波郡と呼びし時代もあつた。

上の七郡を同和名鈔時代には、三十三郷に分けた。即ち

頸城	沼川	都宇	栗原	原木	板倉
高津	物部	五公	夷守	佐味	

の八郡とし

和名鈔時代の郡郷と今日の對照



の三郷である	沼垂	足羽	沼垂	賀地	磐船	佐伯	山家	利波	坂井	餘戸	の五郷	蒲原	日置	櫻井	勇禮	青海	小伏	の四郷	古志	大家	栗家	文原	夜麻	の四郷	魚沼	加禰	那珂	刺上	千屋	となり	三島	三島	高家	多岐
--------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----

第八十節 遺名より認め得る郷

今を去る八九百年前の郷名を、今日の土地

に對照して甲郷は是れから是れの村地を含み、乙郷の領域は此の地と彼の地であつた、と云ふ事は不可能である。歲月の長さ流れは、茲にも亦幾多の混亂を來して居るのである。唯今日僅か村名又は大字名によつて、昔の郷の名残りなりと認めらるゝ土地だけは、容易に當時の郷域を推知し得る。次に列擧して見よう

沼川郷 越後野志。今沼川保と稱し布川之を貫く、根知谷、早川谷の五十餘村に亘る。蓋し其の地也。

都字郷 同志曰、西大寺資財帳に、頸城郡津村の莊圖一卷あり、津は即都有にして、名立直江津の間に長濱村あり、其の縁海を郷の津と呼ぶ、蓋し國府津の轉、有間川、鍋浦、吉浦、丹原、山寺、小池、吉尾、大淵等の二十七村に亘り、又桑取谷と稱す。



栗原郷 今和田村に大字栗原あり、新井驛の北とす、月岡、柳井田、猫塚、中川、十日市、宮内、神宮寺、飛田、田中、黒田、後谷、青木、箱井の諸村に亘る。

板倉郷 今板倉村あり、頸城平野の南端にして關川の右岸とす。

高津郷 物部郷の北に本高津、山高津、東西高津等あり、今高土村津有村等を含むが如し。

物部郷 板倉の東北、高津の南に武士村あり、菅原村、櫛池村、豊原村等之に屬す。

五公郷 今里五十公野村は其の名残りなるべし、領村百十一と越後野志は云ふ。

夷守郷 今美守村、保倉村。諏方村等を含む、美守村字本郷は、即ち夷守郷の本郷と思はる。

以上は頸城郡なるが、三島に入つては

三島郷 柏崎の南劔野に三島神社あり、是れ本郷の中心地ならん。

多岐郷 延喜式に多大驛あり、大を岐の誤字として、多岐神社所在の点より考察するに、宮川邊と知らる。

魚沼郡にありては

賀禰郷 禰を彌と訂正し上の意に解すれば即ち魚沼郡中の上魚沼に當り、今上田を中心とせる南魚沼郡とす。

那珂郷 上に對する中なれば、今の中魚沼にして、中世妻有莊と同しかるべし。

刺上郷 刺は荆の誤りか、然らば荆と藪又相通じ、今日の藪神村の地と知らる。

千屋郷 小千谷附近に千屋及び千谷川の地あり。



古志郡にては唯一つ

大家郷 延喜式に大家驛あり、多岐(宮川)と伊神渡(寺泊)の中間なれば、出

雲崎を含める土地なるや必せり。

がやゝ明瞭なるのみ、蒲原郡に入つては

櫻井郷 彌彦村に櫻井の地あり、近年麓村を櫻井郷村と改めし、因縁に見て

も知るべし。

の一郷を除けば他は皆疑問に屬し、沼垂郡に於ても一見明かなるは、加治郷のみであつて、殊に足羽沼垂の二郷は、大に研究の餘地があり、議論の点が多いと思はれる。尙岩船郡では、餘戸郷を海部と解し、海府を中心として左右一帯の海濱なりと斷じ得られよう。

第八十一節 不明確なる郷名一 原木郷 前節に上げたる以外の郷名は、今日

其の名残りらしい地名もなく、或は其れらしき地名があつても、甚だ明瞭を

缺く處のものである。即ち

頸城 原木郷 佐味郷

三島 高家郷

古志 栗家郷 文原郷 夜麻郷

蒲原 日置郷 勇禮郷 青海郡 小伏郷

沼垂 足羽郷 沼垂郷

岩船 山家郷 利波郷 佐伯郷 坂井郷

の十六郷なるが、頸城郡の原木郷から、順を追ふて研究を進める事にしよう。

原木郷 原木を阿良木と註するのが、先づ以て不審に思はれる。日本地理史料は、粟原の南に荒井驛あり、井と木一聲通ず、是れ其の地なりと云ひ。地名辭書は、高田の南に青木あり、荒木を後世青木と誤れるにやと云ふ。野志も名寄も共に不詳として居る。是非なく之を實際地圖につき、地形の上より



判断する外は無い。由來關川の流域は、早く開發せられし土地であり、之を挾んで一方に栗原郷あり、一方板倉郷がある、而も尙此の間一郷を容るゝの餘地は無いかしら。和名鈔の記載に若し順序あるものとすれば、栗原―原木―板倉となつて、荒井驛一帯の地に、此の郷があつたものゝ如くに思はれる。佐味郷 都宇から栗原と、上部へ指して進める郷名は、板倉から再び下へ、高津―物部―五公―夷守となつて下降して居る、従つて佐味郷は海邊近くの土地に相違ない。野志曰く瀧町の舊名を犀潟と稱し、犀は即ち佐味の轉訛にして、柿崎鉢崎等を合める一帯の地なりと。地名辭書も亦黒井より以北の地を云ふとあり、我々の意見と一致する。

第八十二節 高家郷と栗家郷

一は三島郡にして、一は高志郡に屬する郷名

である、先づ高家郷を見るに、

高家郷 野志には、刈羽郡に瀧谷村あり、高家瀧谷聲相通すとあり、地名辭

書は曰く、三島郷の位置より推せば、赤田の邊即ち別山川の峽谷を、古代高家と稱したるにや、刈羽村に大字瀧谷あり、高家の遺名かど。按に三島神社を三島郷の中心地とし、多岐神社を多岐郷の中心とすれば、物部神社の所在地、即ち二田邊を中心としての郷名があるべき筈である。野志の所謂本郷となす中には、果然和田二田妙法寺の地を含めて居るを見るも、吾人の説と一致する。地名辭書、今其の地を知らずと云ふに對し、日本地理資料には、今栗家郷 地名辭書、今其の地を知らずと云ふに對し、日本地理資料には、今栗山村あり志度野岐の莊に屬す、此の莊鷺巢、下條、六日町、妙見、栗山、黒田等の諸邑を領すとあり、栗山を栗家の轉訛と見たらしい、所見の可否は別として、此の邊一帯の地には式社三宅神社(妙見)あり、都野神社(宮内)もあり、たしかに一郷を立つべき土地である。若し然りとせば栗家郷が最も適當なりと考へざるを得ない。



第八十三節 文原郷と夜麻郷

從來兩郷に關する學者の説明は、最も曖昧を極めたものである。地形や土地開發の狀況を知り、而して判斷を下すべき必要を、吾人は茲に到つて一會痛切に感ずるのである。

文原郷 日本地理志料に、今文納村あり郷名の遺れるものか、圖を按ずるに橡尾、荷頃、比禮、椿澤、田井、名木野、赤谷等の諸邑に亘ると、文納の文と文原の文とより出でし想定である。が文の一字は共通としても、文原と文納にどれほどの關係があろう。但し志料の云ふ領域中、橡尾名木野の地名は大に考ふる價值がある。名木野は有名な素尊蛇退治の傳説地であり、橡尾は藏王宮の所在であり、此の邊は古代既に開發せられし土地である。故に一郷を立てたとしても不當ではない。

夜麻郷 地名辭書に、今詳ならずと雖も、長岡の俗、其の東方の山村を東山と云ふは、古の夜麻郷の遺風か、とあれど東方に高地あるが故に東山と云ふ

は、珍らしき事には非ず、殊に既に栗家郷と文原郷とを、東方山地に認めたる吾人は、博士の説に不賛成である。然るに日本地理志料は曰く、三島郡西越庄に山田驛あり、本莊は上の山、中の山を首め、七石、島崎、桐原、落水、村岡、田尻等の諸邑に亘ると。野志には今之山田驛、古は古志郡に屬すとある。以上の諸邑果して古代の古志とせば、本郷の此の邊にありしものと見て差支あるまい。地形から云ふも此の地大家と櫻井との兩郷間に位し、一郷の置かるべきは當然である。

第八十四節 日置郷と勇禮郷

和名鈔記載の順序よりすれば、日置郷は蒲原郡に入つての第一である。此の点より先づ考ふべきは、本郷の設置が信濃川の東方高地(南中兩蒲原)であつたか、或は北方高地(西蒲原)なりしかである。然るに北方高地には夜麻郷に接し櫻井郷があるから、東方の高地と見なければならぬ。而も此の高地にも既に、栗家郷あり文原郷あるを以て、其の東方の地内

信濃川の  
東北高地



と見るべきであろう。先輩學者の所説果して如何。日置郷、日本地理志料に、其の地詳ならず圖を按ずるに、金澤の莊大郷村の西にあり、小戸、田家、朝日、金津、古津、矢代田、小須戸の諸邑を領す、其の域かとあり、地名辭書も、金津、旦飯野の邊、また村松管名等は、舊邑と思はるゝも古郷里の名をつたへず、日置郷は是れ等の一所にや、とあつて同意の口吻である。たしかに是れ等の諸地は郷里の立てらるべき區域ではあるか、それでは勇禮、青海の二郷を飛び越ゆる事となり、記載の順序が無意味となる。寧ろ吾人は五十嵐神社を中心とし、五十嵐川流域一帯の地を、本郷の舊地なりと見たいのである。

勇禮郷 日置から北方の高地櫻井郷へと飛べる和名鈔の記載は、再び南方高地へ戻つて勇禮郷と書いてある。故に前の日置郷に隣接し、且つ尙東北の幾分抵地にある郷なりと思はれる。從來の説は殆んど今日井栗村其の名残りな

りと云ふに一致して居る。而も井栗の地、海拔十米突内外に過ぎず、當時未だ一郷を置くだけに、土地は發達し居らざるを吾人は斷言せんと欲する者である。圖を見るに加茂町に近く、宮の浦あり(下保内村か)、康平圖には此の地一帯を槻田と云ふ。槻田神社此の邊にありての名か、或は此の高地に於ける伊久禮社の奉仕者が、抵地に移住せるもの今日の井栗村を建てたるか、何れにせよ大崎村の高地を中心として、勇禮郷ありしと思はる。

第八十五節 青海郷と小伏郷

次の青海郷は何處か、現在青海郷ありと云ふ

加茂の地も、前述せる如く勇禮郷中へ入るとすれば、愈々以て青海社を氏神とせる青海郷の所在か解らない。茲に吾人の最も深き注意を要するは、過去に於ける住民の移動である。假へば甲地が開拓せられたとする、かゝる場合先づ移轉し來るものは、甲地に最も近接せる乙地の者とは限らない、乙丙丁を飛び越えて案外な遠隔せる地点から移り來る實例に乏しくない。下越の紫雲寺湖の開發

土地開發  
と移氏の  
關係



せらるゝや、第一に移轉し來れる者は、開發願人等の郷民であつた。即ち柏崎町、新潟村、片桐村等、上越よりの移住者が多かつたのである。同一理由に因り、今蒲原の地に青海神社ありと云ふに徴し、此の社もと大蒲原の地にあつたのではあるまいか、而して大蒲原一帯を青海郷と稱せしが、下方の抵地が開けるに及び、一部の住民が移轉し、茲に蒲原神社を奉祭したのではなかつたか。

小伏郷 越後風土記節解に、上保内村に布勢谷地あり、此の地其の名残りなりと云ひ、大日本志科も同説らしい。が此の地は勇禮郷の領域か、或は一部青海郷に屬し、一郷を立つべき餘地は、殆んどないのである。地名辭書は角田山の東麓にや、峯岡村に伏部と云ふ大字あるも、小伏と多少の因縁あるべし、と説いて居る。地形より見れば前説に比べ、後説大に確實性がある。吾人は後説を可なりと思ふ。

第八十六節 足羽郷と沼垂郷

沼垂郡三郷の中、加治は現在其の名残りあれ

足太郎は  
か足羽の謬

ば、明日なりとして、先づ足羽郷を考ふるに、郷名に因縁あるらしき土地は見當らない。新發田に諏訪神社あり、國路に諏訪峠あるは足羽の轉かと云ふ者あれど疑問である。若し往古内海時代の砂門たりし北部一帯の濱地に一郷の設置あり、此の郷即ち沼垂なりとすれば、本郡より加治沼垂を控除せる以外の土地即ち五十公野より浦村女堂笹岡安田の高地が、足羽郷となるわけなれど、それでは一郷としての範圍あまりに廣過ぎはせないか。城氏系圖に足太郎永家あり足を足羽の誤りとすれば、此の郷名を負ふとも見らるれど、永家は奥山太郎とも稱すれば、寧ろ奥山庄に關係が深いと思はれる。大同方に

阿須波藥、大己貴神方、古志臣阿須波丸傳方、婦人血症功、云々

とある阿須波藥は、古志臣が郡領として奉祭せる神社に、傳來せる處法か、然るに五十公野以西にかけて、式内社と思はるゝは石井神社と中山神社の二社に過ぎない。故に若し前社の傳法とすれば格別なれど、吾人は中山社を中心とし



て、笹岡安田一帯の高地を阿須波郷とし、古志臣が郷長となつて、此の薬をも傳へたものと思ふのである。

次に沼垂郷である。沼垂柵が現在の河渡附近にありとし、砂門一帯が既に一郷を設置するだけに、發達し居たりとせば問題は無いのであるが、若し沼垂柵は今日まで一般思考せられし如く、沼垂の地にあらず、且つ當時海濱の地は狭小の地にして、一郷設立までに發達せざるものとする場合は、茲に大々問題が起るのである。而してかゝる假定の上に立つとすれば、本郡中沼垂郷と見なすべき土地は、東加治郷、西足羽郷を除く中間の地、即ち現在の五十公野村附近以外には無い事となる。或は濱地一帯が既に發達せるとしても、若し沼垂柵が五十公野村附近にあつたとすれば、沼垂郷の本據も亦、其の地にあつたと見なければならぬ。尙詳細は越の三柵の章に、論ずる事にしよう。

第八十七節 佐伯郷と山家郷

和名抄に於ける本郡郷名の記載方は、佐伯に

餘戸は海部か

始まり餘戸に終つて居る。此の書き方の順序に意味ありとする場合、是れは東より西南を指せるものと見られ、餘戸郷を海部として、一見海岸地なりとの斷定を下す事は困難である。餘戸郷は諸國に多い。是れは令義解に謂ふ餘戸か、或は歸化人の陋者を諸國に分布し、各郷を立てよ土著の者と雜らず、故に其の部落を餘戸となす、其の餘戸か。然し伯耆國に粟島を扣へてカイクあり、其の地を風土記に餘戸とあれば、本郡の餘戸も亦海府一帯の地を指す者と思はれ、和名抄記載の順序は、無意味と思はれる、が此の一郷だけを除外し、而して和名抄の順序に従ひ、今日の地と對照して見るに、佐伯郷は高根三面兩川の流域を圍める高地にして、郷の祭神は猿澤村宮の下にあり、之を式内多岐神社と名残りの地を求むれば、今日の山邊里村がそれであろう。次は山家郷である。神納村に山屋の村名あれば、それかと云ふに従來學者の説は一定せるやうである、地形から考察するも無理なく、七港神社あり桃川神



社あれば、殆んど誰人も疑ひ得まいと思ふ。

第八十八節 利波郷と坂井郷

利波はセナミかトナミか曖昧である。本郡北

部海岸、三面川の河口に瀬波あり、荒川の河口(往古)に狭の渡あり、利を瀬の  
説りどせば、瀬波の地も多少考察する價值はあれ、瀬と利とはまらかはるる理  
由無し。而して狭の渡は今の貝附を云ひ、附近小岩内村に荒川神社あり、且つ  
此の狭口を上げれば同川の廣き流域がある、地形上たしかに一郷の設置せらるべ  
き處と思ふ。即ち今日の平林村、保内村の高地より、關谷村を以て其の所屬と  
する。

坂井郷は今阪町の地あり、其の名残りなりと云ふ。然れども此の地を高度よ  
り見るに海拔約十二三米突に過ぎざれば、果して郷名立てられしものか疑無き  
能はずである。郡は今日異なつて居るけれど、北蒲原郡黒川村字阪井の地、其  
の遺名かと思はれる。地は胎内川の流域を含み、同村熱田阪に川合神社あり、

瀬波と利波とセバの渡

且つ永川通(菅谷街道)より、關谷を経て庄内に入る要點に當り、往昔の繁榮も  
想像がつく。或は今日此の地岩船郡の所管ならざるを以て、否定せんとする人  
もあろう、然し近代人の地理觀念を以て、古代の地制を觀るなら、吾人は永久  
霧中に迷はざるを得ないのである。

第十六章 上代の政治及び社會相

第八十九節 氏族社會と國造制度 第九十節 越の三國造 第九十

一節 國造制と封建組織 第九十二節 豪族の部曲と土地兼併 第

九十三節 大化の新政と郡縣制度 第九十四節 占據民族の三大系

統 第九十五節 郡縣制と國司郡領 第九十六節 國司郡領の實際

勢力 第九十七節 班田收受法の不徹底と私墾田 第九十八節 莊

園制度の出現



## 第八十九節 氏族社會と國造制

幾分前章に暗示せる如く、我が越國の開發

は、出雲族の手に始められしものなるが、武甕槌神の出勤は、乍ち出雲族の敗北となり、建御名方神を信州洲羽(諏訪)に蟄伏せしめて以來は、出雲領たりし當國も、亦大和朝の支配下に移つたのである。大和朝の政治組織は、やはり氏族の社會制度であつて、即ち氏と官職とは離るべからざる關係を有し、大小の官は何れも氏の長之を掌り、累世繼承して朝廷に奉仕せるものであつた。故に天皇統治權の及ぶ範圍は、神武の東征、四道將軍の派遣、日本武尊の西討東伐等により、次第に擴張せられ、且つ朝廷皇族に屬する品部、御名代、御子代部及び歸化貢獻の民次第に増加し、又各地に皇室の御領地設置も、ますます多くなりしとは云へ、後世の如く天下の土地人民を擧げて、直接天皇の統治下には置かれてゐなかつた。當時天皇の直接支配せるものは、單に上述せるが如き天皇及び皇族の直領地、及び品部等の人民に過ぎずして、他の氏の土地人民に對

天皇統治  
權の範圍

しては、其の氏族の上を通じて間接に支配せるものである、國家有用の場合、無論土地人民を徵發して、之を國家の使用に供する事は出来る。けれども如是の國權發動は、直接一般の土地人民に作用せずして、先づ氏の上に命令降り、氏上の命令に依り、各氏族民は始めて動いたのである。

かゝる組織は中央と地方との區別なく、一般天下に行はれた。神武天皇即位し、東征の功臣を賞せらるゝに當り、珍彥を倭國造となし、劔根を葛城國造に任じた、而も此の國造なるものは、官職であると同時に、一の戸(カバネ)であつたのである、一國を統治支配するとともに、一族内の人々を統御し支配する族長であつた。此の職は一地方官には相違ないけれど、今日の地方長官などは全然趣を異にし、其の國土人民を領有し、且つ之を世襲したものである。而して氏上の主たる職責と云へば

氏上の職  
掌

## 1 神祭を司る

上代の政治及び社會相



- 2 氏人を率ひて朝廷に奉仕する
  - 3 戦時氏人を率ひて軍に従ふ
  - 4 舍人安女を貢る
  - 5 特命に依り土地人民又は寶物を獻納する
  - 6 氏の訴訟を斷定する
  - 7 其他氏内の庶政一般を司る
- 等であつたから當時、の國造は一族を統率して任國に就き、氏神を奉じて人民を領有し。氏内の訴訟其他の庶政を司り、一旦事あれば氏人一族を引き連れて戦事に従つた。

第九十節 越の三國造

當國最初の國造設置は崇神帝の朝である。國造本紀

久比岐國造、端籬朝御世、大和直同祖、御戈命定賜國造

とあるのが其れであつて、今日の頸城郡なるは明瞭である。西頸城に大和川あり青海あり、青海神社がある。青海神社は大和氏の一族青海首の奉齋せるもの而して是れ等の所在地は、和名抄の沼川郷に當つて居るから、大古沼川姫に因つて名高き豪族の占據地であり、大和朝が次第に勢力を得るに従ひ、其の豪族に代つて、其の豪族の跡を繼承して、此の地を領有せるものと思はれる。青海首は姓氏録に

推根津彦命之後也

とあり、此の命は神武東征の際に於ける、先鋒舟師であるから、もとく海部と關係深き氏族であるが、此の造族は崇神の朝初めて國造として入國せるものか、或は出雲族の押へとして早く、此の地を領有せるものが、頸城國の設置によつて、最初の國造に任せられたものかは問題である。太田亮氏の越後佐渡に

第一、崇神朝には大彦神の遠征があつたのであるから、大和國造の一族が其



の遠征に従ひ、功により此の國を賜つたか、大國國造の一説は其  
 第二、信濃の安曇海部の族は、最初此地に上陸して彼國に移つたと思はれ  
 るから崇神朝以前、既に此の地へ來て居つたか、  
 と云ふて居る。第一とすれば筋道は到つて簡單明瞭ではあるが、  
 第二説が實際らしい。是れは出雲系對大和系の、勢力消長を論ずるに當り、重要な眼  
 目となる點である。

其次は同朝に深江國造が置かれた。其の位置に就いては議論あり、甚だ明瞭で  
 ない。康平年間の古代圖には、刈羽郡鏑石と高柳との間に、深江の地名見ゆれ  
 ど、地形上甚だ怪しい場所である。吉田博士は西蒲原郡福井の地、深江の轉訛  
 なりと説き、中には西頸城に深江の地残ると、説く論者もあるけれど、國造本  
 紀が、頸城と佐渡の間に記載し、後に古志國造が設置せられた點などから考察  
 すると、やはり蒲原の地内であつたらう。而も蒲原と一口に云ふものゝ、中あ

高志深江  
國造

り西あり南あり北があるから、是れ亦惑はざるを得ないのである。尤も中蒲原  
 の信濃川溪谷地は、とても人間の居住には適せなかつたと思はれるから、西南  
 中蒲原中での高地に置かれた事は相違ない、康平圖には今の程島古津あたりに  
 深江の地名が出て居つて、恰度吉田博士の福井と對等の地形にある。尙國造本  
 紀に

高志深江國造、端籬朝御世、道君同祖、素都乃奈美留命、定賜國造  
 とあり、素都乃奈美留命は、高志道君の祖にして、大彥神の裔孫であり、阿部  
 氏の祖先である。彌彥神社が大彥命を祭神とすれば、其の裔孫が國造としての  
 所在地は、彌彥附近にあるを相當とする。が後に説く高志國造と併せて三國造  
 とし、而して土地の状態から考察するに際し、かの式内神社分布圖から、何等  
 かの暗示を與へられぬであらうか。式内神社は實に之を三大グループに分け得  
 るのである、即ち

式内神社  
の三大  
グループ



1、頸城郡の一集團

2、刈羽、三島、西蒲の一團、之に古志の都野三宅の二社と、魚沼郡の伊米川合、大前坂本の四社を加へた一集團、

3、南蒲原の伊賀良志神社を基点とし、伊久禮、長瀬羽生田、宇都良橋、且飯野等、中蒲高地の諸社を含む集團である

阿賀北の地は、華夷の境界地として暫時除外し、さて此の三のグループを地圖上に對照して默想する時、我等は一点の曙光を認め得るではあるまいか。尠なくとも國造なるものが一の地方長官なる以上、國造設置を要する地域は、相當繁榮せる土地である。ある地域が地方長官を置いて統治する必要があるために、始めて國造の設置を見るに至るわけである。然らば是れ等式社集團の各地に、それ／＼一の國造が置かるべき筈であると思はれる。若し然りとせば頸城は明白なるが故に問はず、深江國造は、やはり第三集團の中にあり、康平圖の深江

邊にあつたのではあるまいか。而して古志國造は今の三島古志を中心として、刈羽西蒲魚沼を併合し、統治せるものと見能はぬであらうか。

古志國造につきましては、三越全体の總造なりと云へ、古志郡附近一帶の國造なりと云ふ説があるけれど、齋明朝阿部臣が北陸の諸豪族を率へて、北狄征討に従つたのは、北陸總國造の名残りであつて、主としては古志附近を治め、併せて北陸の諸小國を總括し、以て鎮狄の事に従つたものなるは、彼の毛野國造が東國の都督として、蝦夷鎮定に當つた例に照しても知れよう。

孝元紀、大彥命是阿部臣、阿閑臣、狹々城山君、築紫國造、越國造、伊賀臣凡七族之始祖也

古國造本紀、高志國造、志賀高穴穗朝御世、阿閃臣同祖、屋主田心命三世孫、市入命定賜國造

とあつて、屋主田心命は大彥神の裔、大稻與命の子である。式内宇奈具志神社



式社の  
三集團地  
に一國造  
なきか

は、此の命を祭神として三島郡本郷にあり、此の地彌彦を去る遠からざれば、福井對彌彦社の關係より、福井を深江なりと主張するよりも、此の地を寧ろ高志國造家所在の舊域なりとし、深江を康平圖の示す地點に譲る方、一曾理由があるではあるまいか、福井を深江なりとし、高志造家の所在地を、本郷又は古志郡の何處かにありとせば、式社の第三集團地には、一も國造が無かつた事になる、あの羽生田、橋田、長瀬、且飯野等の高地、當時新津半島を成せる沿岸地には、一も統治機關がない事になり、氏族の繁榮を語る式社の存在は、無意味に終るのである。

第九十一節 國造制と後世の封建組織

上古の國造制度は、第一領有の世襲たる點に於て、第二土地人民を領有する點に於て、第三上級主權者の監督を受けるものゝ、領内の政治一切を自由支配する點に於て、頗る後世の封建組織に似て居るのである。封建制度にありては、將軍(實際の統治者)が天下を統一し

ヘンリー  
メンの地  
方的主權  
者

其の子弟又は功臣に分封して、各小國家を建てしむるのであつて、封せられし者は之を諸侯と云ひ、俗に大名と云ふた。諸侯の領内にあるや其の封國の國主であり統治者である、勝手に政度を施して、領域を守り其の人民を安撫する。彼のヘンリー、メンの所謂地方的主權を有したものである(同氏著古代法)。氏族時代に於ける國造が、如何なる程度まで自由な施政をなし得たかは、當時氏上の職責を知れば、自ら解せられる。徳川時代に於ける將軍の天下領なる者は、即ち氏族時代に於ける天皇直屬の品部御名部、及び其の他皇室御料地に當り、將軍の統治が直接、大名の土地人民に及ばなかつたのは、恰も天皇の支配が、先づ氏上を通じて間接に、氏族民の上に作用せられたと等しいのである。故に若し朝廷の權力が一朝弱るとか、或は監督其の宜敷を得なかつたとかの場合、あたかも諸侯が立つて將軍に反抗すると云ふやうな、關係を惹起し易いのである。従つて國造の中にも随分專横な者が出てあつたであらう。書紀は



欽明朝の  
一記事

欽明朝の三十一年に、左の一事件を記して居る。欽明朝は武内の一流である蘇我氏内政に與り、大に威權を弄した時代であり、大彥命の裔孫たる阿部氏一族が、越路に本據を構へて、大に勢望を張つた時である。

越人江淳臣（武内流江沼臣の同孫か）モシロ 裙代、京師に詣り奏して曰く、高麗の使人、風浪に迷ひ路を失ふて漂着せるを、郡司（國造又は縣主）隱匿すと、膳臣傾子カタヘコを越に遣はして、高麗使人をの饗せしむ。使人膳臣の勅使たるを知り、道君に謂つて曰く、汝は天皇に非ざる、果して我が疑ひる如し、汝既に膳臣を拜せり、前に余を譌き調を取りて已に入る、宜く速に還せと。膳臣之を聞き人調を使して、其の調を採り索め、具に之を返し與へ、京に歸りて復命す。郡司とあるは國造を後世追記せるものなるべく、時の國造道君なる者が、越の海岸に漂着せる高麗の使高麗は既に前王以來、數代朝貢の間柄なるを以て、是れは常の高麗に非ずして、實は肅慎族なのである、同帝の初年に肅慎人が、

勢の争は  
地方にも  
あり

佐渡の沿岸を掠奪せる事實もあれば、此の頃より阿部氏は肅慎人を招納し、海上略有の端を發したのが、越の道君によつて暴露したものらしいを詐き、自ら天皇と稱して其の調貢を納めてゐた。それを權勢上に反目せる武内氏の一門江淳臣が朝廷に告訴したのである、吾人は此の簡単な一挿話によつて、二ヶの重大な事實を認め得るではないか。即ち此の時代には中央政界のみならず、地方に於ても豪族間に、甚だしい政權争奪があつた事。第二は中央政府の眼を掠め、専横なる振舞が地方官吏にあつた事である。勿論越道君が自ら天皇と稱するも、それは海外異族に對しての話であるから、直ちに反逆の志ありとは云ひ得ないけれど、兎に角些少の隙もあつたら、自己の私腹を肥やし、慾望を満足せしめんとしてゐた一事は、此の例に照らして明かである。正史の上では蘇我對物物部の争奪、及び其の他二三の記載のみに過ぎないから、殊に地方に於ける當時の形勢に關しては、天災地變以外、勢家相互間に、どんな事件があつた



か、或は全く平和であつたのか、對朝廷の態度等に就き、殆んど記す處がないから、全然霧中に彷徨する觀があるけれど、若し史實探索が今後ますます進んだら、驚くべき事件が案外の邊に、潜んで居らぬとも限られないのである。

第九十二節 豪族の部曲と土地兼併

封建組織と國造制とは前述の如くに類

似點がある。然し封建制度に於ける諸侯は、封地が一定して容易に増減は無い又封地の賣買や、勝手な兼併は絶体不可能であつた。故に土地の併合は、容易に行はれなかつたのである。然るに國造制にあつては此の點に於て、寧ろ封建の組織よりも悪かつた。抑も上代にありて臣連を首め、伴造國造及び其の他の豪族、皆部曲なる私民を領有してゐたのである。此の部曲に屬するものは、半自由民と奴隸であり、伴造國造等の豪族は、此の部曲私民を使用して、盛んに土地を拓き山野を占有し、ます／＼兼併を事とせる結果、疲弊せる良家は地を賣りて調賦を辨じ、姓を買つて奴隸に、身を沈めるものが増加した。延暦三年

國造制と封退制

個人の富  
巨見るべし

十月紀に 越後國蒲原郡人、三宅連笠麻呂、蕃稻十萬束而能施、寒者與衣、飢者與食、

兼以修造道橋、濟利難險、積行經年、誠合舉用、授正八位上。

とある延喜式主税帳には

越後國正稅公解各卅三萬束

に過ぎない。然る一私人として十萬束の畜稻ありと云ふ、其の富裕想見するに足るではないか。延暦は大化を去る約百三十年、此の間新政により土地の併合を、禁止せられた後でありながら尙此の如しである。是れ蓋し豪族が各私有民を使用して、私墾田を増大せしめた結果でなくて何であらう。又土地の併合は、富の併合を意味し、異常なる富の併合は、社會を分裂へ導くものである。假へ其れが上代であつたにしろ、近世の封建制が、富を集中せる商人階級のために商人の富力合併が、尠なくとも一原因となつて其の瓦解を來せし如く、此のま

社會を分  
裂へ



くに放任したならば、如何なる事變が天下に行つたかも、計り知り難いのである。社會の怖るべき分裂を、防がんとして起つたのが、即ち大化の改新であつた。

第九十三節 大化の改新と郡縣制度

國家觀念の不明確な、行政組織の單純

な上代にあつては、天皇行使の大權として、陸海軍の統帥權はあり、榮典の授與權はあり、氏上への命令權はあり、官吏仕免權はありと雖も、之を財政的に觀察すれば、國庫と皇室財産との區別が、殆んど無かつたのである。國家の經費即皇室經費であつて、國費を一般國民の徴税により、支辨するの途がなかつた。勿論古來いろいろの名稱の下に、ある税法は行はれてゐたけれど、それは國費支辨と云ふ爲めよりも、單に皇室財産の増大が目的である。故に國費不足の場合にありながら、正當なる税目の下に納税せしむる事をなさず、或は地方土着の豪族より良田を献上せしめたり、或は皇室所屬の品部など云ふ同じ私

上代の國家財政

元首と豪族との對等位置

的人民をして、未墾の沃野を相して之を開墾せしめた。はじめ屯倉は屯田より收納する穀物を、貯藏する倉廩の意味であつたが、遂には穀物生産の土地、即ち御料地を指すに至り、上古の末に至れば、頗る多數に上つたのである。が皇室御領の増加は、決して國富の増加を語るものではない、如何に御料地は増しても、同時に皇族も増加する。故にいつも相殺の状態にあつたらうと思はれ、國家としての活動經費は、やはり未解決のままに残つて居ねばならぬ。殊に皇室が豪族に良田の献上を命じたとする。命せられし豪族は黙つてゐない、他の弱者を兼併する、一會私民を酷使して開拓に努める。此くして國家の元首たる天皇は、元首として豪族に對するにはあらで、對等の地位に立ちて開墾を競争し、領地の擴大を競ふ事になつたのである。

此の土地開發の一事は、古代農業の發達に對し、大なる貢獻をなせるは無論である。然し一方には非常な弊害が伴つた、大化改新の詔にも



或は數萬頃の田を兼併し、或は全く容計少地も無しとあり、雄畧記に「大連等民部廣大にして國に充滿す」とあり。如何に豪族の所領が、甚大なりしかを語り居るではないか。既に土地は併合せられ、民は豪族に私有せらるゝとせば、もはや天下は一人の天下では無い、國家的統一は無いのである。皇帝は一國の天王と云ふよりも、單に皇室の資格に於て、豪族と對等的に勢利を争ふの態狀に至つて居る。従つて如是の時代は、暴吏、奸民、收斂、虐使、貪欲、不正等、あらゆる最惡な名稱の生ずる世相であつた。殊に神武紀元より既に千三百年、貴族的階級も人情の穴より崩れ、良家の子弟にして、奴僕の婢女と通ずる者あり、奴隸の出で良家の長たる者あり、征服人種、必ずしも優秀たり能はざるを示し、敗北種族、必ずしも永久の劣等に非ざるを示した。良賤は混蕩し、優劣は轉倒して、事實上家族

大化改新の四大政綱

土田

本位、血族本位の社會組織は、根本から崩壞を見るに至つたのである。茲に於て一大變革となりしもの、即ち大化の改新であつた。改新の主眼点は更めて論ずるまでもない、大正二年正月の詔勅に明白である。

(一)、昔在天皇等の立つる所の子代民、處々の屯倉、及び臣連伴造國造村首等の有する部曲之民、處々のを田莊を罷めよ。

(二)、國司郡司關塞斥候防人驛馬傳馬を置き及び鈴契を造り山河を定めよ。

(三)、初めて戸籍計帳班田收授の法を造り

(四)、舊來の賦役を罷めて田租を行ふ

と、即ち(1)は郡縣制の確立にして、終身官を年官に改むるものであり、(2)は行政區劃の改造、(3)は土地制度の根本的革新、(4)は租税法の創定である。此の四大政綱が、其の後實際に履行せられしや否やは、頗る疑問であつたにしても、兎に角土田



(1) 土地人民は豪族の私有を離れて、直接國家に屬する事となり  
 (2) 官職の世襲は廢止せられ、人材登用の門は開けられた  
 (3) 國家の財政基礎が創定せられた

第九十四節 占據種族の三大系統 當時本國に占據せる種族は、之を三大系

統に分ち得る

1、出雲系の土豪

である。神武東征以降、大和系はます／＼出雲系を壓倒し、一步毎に勢力を伸張せりと云へ、敢て他國へ放逐したのでは無い、歸順せる者は其のまゝ安堵を與へて、其の地に居住せしめたのである。故に早くより出雲系の勢力範圍たりし當國に、假へ其の後大和系の勢力が、浸々と流れ込んだとしても、依然出雲系の豪族もあつたに相違ない。それは各地に散在せる出雲系統の式内神社が

出雲系の  
土豪

大和直屬  
系

大和直屬  
系

殆んど大和系の神社と同一か、或は以上の數字を示し居るに徴しても明白である。

2、國造家の裔孫、及征討將軍に従ひ來り遂に土着せる者

であつて、國造家の裔孫が繁榮せる事は、當國に青海氏高橋氏等の大族が、存在せるにても知られる。又征討將軍關係者の土着に就きては、今日と異なり、交通不便なりし上代の征討なるものは、多く長期に渡れる爲め、殊に軍族の設備不完全なるのみならず、輻重最も不便なりし結果、單に軍士のみが戰鬪のみを目的とせしと云ふより、寧ろ半ば屯田に近き編制と思はれる。故に軍中妻子拳族を連れてゐたと云ふ事例は幾らもあり、且つ一夫多妻たりし上代民族は、征討の途上と雖も、到る處に婚を通せる形跡がある、従つて征討の事ある毎に民族の血液的混合となり、關係者の幾分は此の地に土着し、或は子孫を殘せしは疑ふまでも無い。大彥命が越を廻れば、其の裔孫が當國に榮え、武内宿禰が當







國造は郡領に

政區のなかりし事は、和名抄記する處の名稱、國郡のみなるにても知れよう。而して國には國司あり、郡には郡司を置く、郡司には大領小領の區別があつた最初國造を以て郡領に補せるは、地方行政に經驗あり、且つ従前の種々關係を一朝に斷つは不利益と見たる爲めか。唯茲に怪しむべきは、郡領が終身又は世襲官たる點なり、官吏の世襲は弊實多きものなるが故に、大化改新の一眼目は確かに世襲官の廢止にあつたのである。然るに郡領のみを、尙終身又は世襲となした理由は、解するに苦しまざるを得ない。是れも因習の久しき、一朝にして枝さ能はざりし爲めか。

國司は郡領の上に立ち、一國政務を統轄する地方官吏の總稱にして、クニノツカサとも讀み、國宰とも書き、守、介、椽、目の諸官之に附屬する。今各職務分擔につきて、詳細な説明をなす餘裕はないが、大寶の制も年月を経るに従ひ、漸ふ弊害百出し、天平頃よりは員外官ありて、搖任の端を開いた。延曆中

搖任の弊起る

國司の心裡

權官正官と並びて國政を執るに至り、制度は既に亂れを出したのである。地利を貪り官物を掠めて政治を怠る。朝廷時に巡察使、勘解由使等を派遣して、施政の善惡當否を、觀察し監督せしめしと雖も、滔々たる天下國司の我利貧欲を如何ともなし得なかつた。乙質寺の猿供養で有名な紀躬高が、當國に赴任するや國務は第二とし、先づ寺へ詣つて、つまらぬ因縁に感謝の涙を流したと云ふ國政を第一念とせざる國司の心裡が解るではないか。が紀國守の如きは先づ善良な部である。自己の信仰の爲め、些か國務を怠つたに過ぎないから。一會惡むべき實例は、幾らも今昔物語に載つて居る、信濃守藤原陳忠の如きは、當時に於ける一般國司の貪欲を、代表したものであらう。

今昔、信濃守藤原陳忠と云ふ人ありけり、任畢りにせければ上りけるに、御坂を越ゆる間、守の乗りたる馬、懸橋の板を踏折りて、逆さまに馬もろとも落入ぬ。多くの郎從共皆馬より下りて、懸橋の底を見下せども、爲すべき方



國司貧欲  
の代表

なければ更に甲斐なし、如何せんなど、口々にありめて程に、遙かの底より  
 呼ぶ音がすかに聞ゆ、（此の語は、國司の使者の聲と云ふべし） 繩を引いたが非  
 常に軽い、見ると本人は居らず、平茸が一ぱいに入つてゐた。互に不審の顔を  
 見合せて居ると、再び籠を下せと云ふ。次いで引けと云ふ。今度は重い。國守  
 は片手に繩を捕へ、片手には尙同じ平茸を持つて來た。郎黨ども喜びながら、  
 然し不審なれば、此は何その平茸にか候ぞと問ふ、守答ふるやう、（此の語は、國司の使者の聲と云ふべし）  
 落入りつる時に馬は疾く底に入たれ、我は大なる勝の枝に取つき、其れを抱  
 へて留りつるに、其の木に平茸多く生たりつれば、見棄て難く、先づ手の及  
 ぶつる限り取て、旅籠に入れてあげつる也。未だ残りやありつらむ。損を取  
 りつる心地こそつれ、（此の語は、國司の使者の聲と云ふべし） 郎徒どもあまりの  
 小面憎さに笑ひば、（此の語は、國司の使者の聲と云ふべし）

汝等よ寶の山に入て、手を空くして返たらむ心地ぞする、受領は倒る處に土  
 を搦めとこそ云へ、（此の語は、國司の使者の聲と云ふべし）

と云ふ。郎徒中の頭立たるもの心の内にはやはり悪しと思へども、（此の語は、國司の使者の聲と云ふべし）  
 げに然か候事也、誰に候とも不取で候べきにあらず、本より御心賢く御ます  
 人は、此る死すべき程にも、み心を騒がさずして此く取らせ給ひたる也、（此の語は、國司の使者の聲と云ふべし）  
 と皮肉る。最後に物語の作者は批判を加へ、（此の語は、國司の使者の聲と云ふべし）  
 さばかりの事に値て、肝心を不迷ずして、光づ平茸を取て上げむ心こそ、（此の語は、國司の使者の聲と云ふべし）  
 とむくつけられ、まして便宜有らむ物など取けむ事こそ、思ひやられるれ。此  
 れを聞けむ人、にくみ笑ひけるとなむ、（此の語は、國司の使者の聲と云ふべし）  
 と嘲けつて居る。暴悪な當時の國守心裡を、千萬言で説明するよりも、此の一  
 物語は明確に示して居るのである。

第九十六節 國司郡領の實際努力

國司の中には今日の言葉で云ふなら、所



地方荒廢  
の一例

謂良二千石もあつたのである、  
 今昔□□天皇の御代に、□□の□□と云ふ者ありけり。年來舊受領にて、官も不成で沈み居たりける程に、辛くして尾張の守に成されたりければ、喜び任國に急ぎ下りけるに、國皆亡びて田畠作る事も、露なかりければ、此の守本より心直くして、身の弁へなども有りければ、前々の國をも吉く政ければ此の國に始めて下て後、國の政をよくしければ國福して、隣の國の百姓雲の如くに集り來て、岳川とも云はず、田畠に崩し作ければ、二年が内に吉き國に成にけり(中略)然れば天皇も此れを聞き召し、三年と云ふ年五節被宛にけり。(今昔物語 廿八ノ四)  
 と云ふやうな立派な地方官もあつた、が一般から見ると質の悪いものが多かつた。信濃の國司の如く取れるだけ取るが徳である、寶の山に入りながら手を空して歸るのは愚の骨頂なり、と思つてゐた者が多かつたらしい。蓋し國司は

親味なき  
處善政なき

年官である、就職年期は時代により、五年四年六年等と種々に變つたが、四年乃至六年の間であつた。任期が満つれば歸らなければならぬ、徳政を施した處で自分がやめてしまへば其れまでである、取れるだけ任期中に取らねば損だ、と云ふ思想の浮んで來るのも、人情上免れ難き弱點である。従つて國守と任國との間には、親しみが無い。此の親しみのない處に、多く善政は見られない。あるものは苛政であり、誅求である。故にまた強壓はあつても、實際の勢力と云ふものも起り得る筈がないのである。

郡領は國司の配下である、國司の監督の下に職務を行ふ。故に普通なら下官は、上官よりも勢力無き譯である。然し國司の年官なるに反し、是れは終身官又は世襲官である。取れるだけ任地から誅求する事は能ない。殊に政度の改革せらるゝや、郡領になつたものは其の國に、舊來勢力のあつた國造家であつたと云ふ。故に昔からの情味が、人民との間に流れて居る。然らば當國には、ど

勢力は郡  
領にあり







合しても解るのである。よしや人才登用の意味で、遙々中央から國司の派遣があつても、形式的には兎も角、實際どれだけの權勢を、是れ等郡領の上に加へ得たかは、甚だ以て疑問である。

#### 第九十七節 班田收受法と私墾田

大化以前には皇室の御領地があり、豪族の私有地があつて、土地の兼併、富の分配の不公平等の社會問題を生じた。茲に於て土地の國有を高唱し、班田收受の法により、全國民に一定の土地を用益せしめ、是れによつて貧富の懸隔を解決せんとしたのが、大化新政の一大眼目であつた。いま大寶令の規定から、大化の方法を考察するに、班田收受と言つても、凡ての田地を收授せるものではない、神田、寺田、位田、職田、功田等にも、班給が行はれた事もあつたけれど、是れは殆んど例外であつて、一般には行はれなかつたと見るのが至當である。

班田法は隋唐の制度を參酌したものはあるが、全然それを真似したのでは

大寶令の  
規定

理想と現  
實

い。唐の制が年齢によつて班田の額に區別あるとは異なり、大寶令の規定は年齢に因る區別を認めない。即ち男子は二段女子は其の三分の二で、男女共に六歳に達すれば、一樣に之を受け得るのである。而して六年目毎に戸口を調査し六歳に達せる兒女あれば之に與へ、死亡あれば其の分を收公する、故に班田を行ふ年にあらざれば、半途變化があつても、收受は行はれない。班年は六年目毎である、一旦授けられた土地は、終身間之を使用収益し、其の收穫の一部を割いて租税とし、死して漸く返納するものにして、老齡勞働に堪えざるものは租税の負擔を免るゝと雖も、沒收せらるゝ等の事は無かつた。

理想上よりすれば、天下は比くして公平にゆく筈である、貧富懸隔の社會問題も、土地兼併の問題も、比くして容易に解決せらるべき筈であつた。而も實際は全く此の理想とは反對に出た。蓋し班田法は煩雜なる手数を要し、此の間又奸詐常に起り易い爲めでもあつたらう、然し其れより根本に於て、此の法が



未だ社會の實際要求と一致せない結果と見做さなければならぬ。

大化の新政を去る僅か約八十年、元正帝の養老七年に至り、天下に對つて私墾田開發の制令を發したのは何の爲めか。年々増加する人戸、及び殆んど班田法の治外に置かれし神田寺田位田功田等の存在又は増加は、常に班給すべき田地に不足を來せし結果ではないか。養老の令によれば、新に溝池を作り開墾をなす者には、其の地を三世に傳へしめ、若し在來の溝池に水利を得て地を墾くものには、一代其の地を與へた。是れ所謂墾田三世一身の制であるが、收公の期限近くに及ぶや、掠奪耕作行はれ、折角の土地も乍ら荒廢する。そこで止むなく墾田は永世私有たるべしとの令が出て、土地の所有權が再び確保せられた土地所有は私墾田に限ると雖も、土地國有の理想は、根本より打破せられたのである。班田には用益權はあつても、所有權はない、終身用益し得ると言つても、全然自己の所有物に比較して味が異ふ。人間は感情に動き欲望の支配を

三世一身の法

免れない動物である、かゝる人間によつて成立せる社會の歸結は、多言を待たずして明白ではないか。

第九十八節 莊園制度の出現

昔は縣アガタ(臣田)を以て皇室の御領とし、次に御

子代御名代(勅旨田)あり、豪族の部曲(莊園)あり、遂に土地の兼併生じ、貧富の懸隔甚だしきに至れるを以て、其の弊を矯め王權を擴張し、中央集權を固くせんが爲めに、大化の新政となつた。比くて諸國の所領悉く公田となれるもの、習慣は一朝に更むべからず、欲望は強壓を以て容易に抑へ難く、再び土地私有が認められたのである。當時では土地が唯一の財産であるから、既に墾田の私有を認めらるゝ以上、制度の上では私有を許されざる各種の田地も、自然私有の状態となり、宮廷も社寺も權貴も豪族も、土地の開墾と兼併とに全力を傾注した。官にある者は官威を利用し、權勢ある者は其の地位勢力を利用し、民田を侵す事も屢行はれた。今日の如き交通便利の時代とは異なり、紀貫之が

欲望は強  
壓のみに  
して抑へ難



交通の不便と地方の奸詐

土佐より京都に歸るに百日を費し(土佐日記)、常陸守が其の國府より京へ歸るに、五十三日を費せる(更科日記)状態であるから、中央の命令は地方にゆき、宜らず、地方に專横を働く豪族があつても、容易に之を取締る事が出来ない。國司が國司として管轄する土地は、公領であるから、其の下にある人民は、納税其の他公に對する義務を負ふ。然るに國司が自己の一族、又は他人の名義を以て擴め、勢家が權勢を濫用して民田を侵せる土地は、所謂社寺權門勢家の莊園であり、此の莊園は事實上不輸入の地として、一種の治外法權下に立つ觀がある。従つて勢力の微弱なる地方地主の中には、自ら權勢家の下に走り、其の土地資財を寄進し、其の庇護の下に國衙の誅求を免れんとした。又寺院領は元來不輸入地なるが故に、表面田宅を喜捨して、私に得分を收入し、或は寺を建て寺領の名を假りて、私利を貪る者もあつた。換言すれば地方の地主等は表面自己の所有地を、權門勢家又は寺院に寄進し、是れを本所又は領家とし、

自分は其の管理者となつて實益を押収する、其の土地は本所領家の莊園となつて不輸入地に化するのであつた。

或は私益擁護の手段として、當時さかんに買官が行はれた、最も多く賣買せられしは六衛府の舍人にして、之を買ふと雖も、京都に入り自ら京衛の任にあたるにあらず、唯是れによつて國司や郡司の干渉を斥け、課役を免れんと欲するのみである、即ち地方の豪家地主は、國司の糾明にあへば、常に此の手段をとつたので、朝廷も手を下す術がなかつた。かくて地力には豪族起り、土地の兼併いよ／＼多く、一方土地を有せずして、遂に他境に流浪する者が生じ、其の結果は諸國に、盜賊蜂起すると雖も、藤原氏では鎮壓する力が無かつた。茲に於て地方の豪族は、自衛手段として自ら武藝を練り家の子郎黨を養成するに至つた。是れ莊園と共に、武門武士なる一階級が起つた所以である。

浮浪人の出現と盜賊の蜂起



第十七章 上代の佛教及び傳道者

第九十九節 氏族制度の類敗と佛教の擡頭 第百節 所謂名刹大寺の因起 第百〇一節 當國三十番觀音と其の作者 第百〇二節 泰澄と行基と空海 第百〇三節 上代佛教と其の特色 第百〇四節 曹洞と道元と北陸地方 第百〇五節 親鸞の配流及影響 第百〇六節 日蓮と日印及び本城寺派

第九十九節 氏族制度の類敗と佛教の擡頭

氏族制度の社會に於ける祖先崇拜は、一の團體が血族的に存續する限り、團體統御の點に於て、政治的威力を有して居る。然し人口の増加と之に伴ふ土地の開墾は、血族團體の連鎖を解いて、地的團體に化せしめた。同一氏族はもはや同一地方にのみ、居住し得ると云ふ譯にゆかず、同一地方にいろ／＼の氏族が雜居する事となる。此くして血

血族關係より地域關係へ

族關係は、いつしか地域的關係に變じたのである。加之に祖先崇拜は、人心の至つて單純な時代にあつてこそ、全然社會の思想を支配する力はあれ、社會相が進歩し複雑なるに連れ、信仰の唯一對象とするには、あまり單純過ぎるの憾みがあつた。かゝる機會に乗じて、渡來せるものが佛教である。佛教は宗支の區別もなく、階級の高下をも認めず、貧富の差別も無い、之を信すれば一切平等、みな成佛し得ると説くものなるが故に、從來の團體思想に對して、個人思想の喚起であり、階級的差別に對して平等普遍である。血族關係に據つて立つ神社の勢力が、全々失脚せりとは無論云へ得ない、けれどもより以上の勢望が佛教崇拜に注がれしとの一事は、到底否み能はざるのであつた。

氏族制度から血族團體を去つて、政治の中心眼目が、地方團體に移り行く第一歩は、大化の改進である。國造制は廢止せられ、世は郡縣となり、地方政治を司る者は實に國司である。而も當時の國司は多く、中央名門出であつた事



は、國司たりし人々の氏名を一見しても明らかであり、又中央に於ける當時の名門は、悉く熱誠な佛教信者であり、佛教の擁護者である。聖武帝の朝、諸國に國分寺を建て、以來、中央の貴族は勿論、地方に於ても造寺造佛が盛んに行はれた。國司等が如何に熱心な佛教信者であつたかは、當國の國司として來任せる紀躬高が、着任早々先づ國事を見るよりも、佛寺を訪ねしどの一事を以ても、殆んど想像がつかう。事は今昔物語にも元亨釋書にも載つて居る。茲には後書から轉載しよう。

中央思潮  
と紀躬高

越後利史紀躬高、粹佛寺以俸餘寫法華千部、初州之三島郡乙寺、有北丘持法華、一日百猿來庭樹終日聞經、比丘近猿邊日、汝常來不怠、又可恠憐、汝欲讀經乎、我爲汝切誦、猿振頭不受、比丘曰欲書寫乎、猿聞此言垂淚、下樹頂禮而去、五六日後百餘猿皆負馱來、比丘見之諸樹柔薄皮、蓋爲寫經紙也。比丘生希有心、取木皮書妙法華經、二猿採諸果鹹供比丘日々如此、書到第五卷

一日二猿不來、比丘以爲、猿猴亦倦供給也、次日又不見、北丘謂、二猿雖畜又甚謹慤、豈廢二日哉、恐有天邪、乃出寺巡見山林、去寺一里、深谷之間、二猿傍置山藥數枚、入頭於穴中而死、比丘悲泣哀慤、收其二屍、讀經而埋之、以其木皮經、雕柱藏之、後四十餘歲、躬高領此州大守、下車不問民事、夫婦徑向乙寺問僧、此寺有未書終之妙經王耶、諸僧皆曰無、時有老僧年八十餘、語大守曰、昔二猿倩予寫經、恐是與、躬高大悅曰然、二猿者我夫婦也、依聞師經發菩提心、仍請師寫經、我等爲供師、鑿磗礪力盡而殞、經王力故今得冠帶身、恩師在世、受任此州、願終書寫令滿夙志、是非小緣、照我懇誠、老比丘聞守語流淚而許、四座潛然、乃破柱出經、躬高並婦嗚咽頂戴、老比丘意書功。

と、事件の信僞は別問題とし、又今人の眼より觀れば迷妄一笑に附し去るべしと雖も、如何に如是の佛教思想が、深く人心に浸入して居つたか、中央より下



降の官人中、信仰深き一部の人々は如何ばかり佛供養に熱誠であつたか、を此の躬高の話は、よく示して居る一例であると思ふ。

第百節 所謂名刹大寺の縁起

上は皇室を首めとして國々の司は勿論、降つては地方豪族に至るまで、さかんに佛寺を建て佛像を造つた。陸奥の秀衡が權威と黄金力とにまかせて、平泉に佛寺光堂を營むだ、其の結構の雄大にして壯麗なる、經費の莫大なる、佛師運慶への報酬だけでも、如何に澤山な物なりしかは、史を讀む者の等しく驚く處である。造寺造佛は當時天下の大勢、であつたとも云ひる。従つて多くの佛寺が、權門勢家の手によつて企てられ、名僧智識の手によつて、開眼供養が、また盛大に行はれた事であらう。殊に佛教の隆盛が、佛教的信仰が、遙か下つて徳川時代に至るまで、引き續き民心を支配し來れる結果、名山大寺の遺跡は、何のまぎれもなく、今日まで傳はつて居る筈である。然も事實は果して、奈何か、國中至る處に行基菩薩の佛像があり、

乙寶寺の縁起は偽作

至る處に弘法大師お授けの御利益が傳へられる。があまりに其の所在が多い。各寺の由緒や縁起には、行基の名を傳へ空海の名を語らぬものが無い。恰も式内神社が、種々の事情の爲めに、其の遺跡をうしなつて居るやうに、名山大寺は又後世の裝飾により、濃厚な塗色により、自ら本体をくらまして、眞偽判定し難きものよみが多くなつた。狡猾なる僧侶は、あの怖ろしい火災をすら巧みに利用し、機會到れりとはかりに、寧ろ焼亡を祝福して、縁起由緒の偽造や變造をやつたのである。先づ一例として有名な乙寶寺の縁起を引いて見よう。

當寺開基聖武帝の御宇、天平十六年甲申、南天竺の沙門、婆羅門僧正の建立也、行基菩薩同道にて當所へ下向、其の時七堂伽藍建立し、左眼を當山へ納む。聖武帝天平十八年、寺領萬石萬貫寄進せらる。其の後當山退轉、其の比當山境内の三方入海になり、出家居住を失ひ寺領皆海濱となる、依つて三島郡の未寺へ居住を遷す、國司紀躬高寺院堂塔を建立す（越後名寄中より）

上代の佛教及び傳道者



と、天平十六年は岩船柵の設置を去る約九十年後であるが、當時果して乙の地に、大伽藍建設の餘裕があつたらうか、是れが疑問の一。行基天竺の婆羅門僧を同道して、來り建立すと云ふ、行基の廻國は兎に角として、天竺僧の同道説は怪訝の第二、境地に大變動起り、其の爲め三島郡の未寺へ移る、元亨釋書の紀躬高は其の時の事である、と是れが疑問の第三であり、萬石萬貫と云ふ言葉は鎌倉以降の名稱なるのみならず、地領高を石を以て表示するは、異臣氏以降かと思はれる。即ち此の縁起は後世の作であらうとの不審も起るのである。

口碑に曰く、「大津波のため、多く人畜死亡せしかば、是れが菩提のため、乙寶寺を建立せり」と。土地に大變動の起つたのは、寛治六年の越後大津波であり、大地震とすれば貞觀年中である。故に此の口碑によれば、貞觀か寛治かの大變動後、乙寶寺の建立が成つたものとせなければならぬ。北越略風土記に乙寶寺は頸城郡より引きしものにして、天平十六年申歳の建立也、其の後寺

領欠崩の爲め、天曆中三島郡へ寺地を移す、康和年中國司紀躬高の發願により、再び當地に移る云々

とあり、中頸城地方を調査すれば、高田附近に乙寶寺の遺跡、並に猿塚經塚等も残つて居ると云ふ。郷土史概論は

乙寶寺天平年中、頸城郡に建立され、當時既に猿の事蹟があつて、猿塚經塚も出來、一時猿供養寺と稱したのである。其の後貞觀の大地震に寺領崩壊せる爲め、天曆年中三島郡へ寺地と共に、猿塚經塚も移し乙寶寺と稱したのである。元亨釋書は此の頃を書いたものであらう。然るに寛治年中の大災害となり、康和年中再び現今の地に、移轉したのである。

と解説を下して居る。此の見解は正當である、而して之を乙寶寺の縁起に照合すれば、其の偽造たるや一見明瞭である。即ち名山大寺なるものも、現在に至るまで長い年月の間には、宗義上は勿論、開基又は其の他の點についても、幾



多の變化あつた事を想はせるではないか。

第百〇一節 當國三十三番觀音と其の作者

越後名寄を開いて約百七八十年

前、寶曆年間に於ける當國三十三番觀音を一見する

頸城郡の内

作者 宗 旨

1 名立村岩井堂

1 泰 澄 禪 宗

2 下十日市摩尼王寺

1 空 海 同

3 鉢崎大泉寺

2 泰 澄 眞 言

刈羽郡の内

4 鯨波妙知寺

1 行 基 禪 宗

5 瀧谷寶藏寺

2 空 海 眞 言

6 大塚玉泉寺

2 行 基 禪 宗

7 藤橋摩尼珠院

3 行 基 眞 言

8 宮野不動院

春 大日 眞 言

9 黒姫山如意輪觀音

3 泰 澄 眞 言

魚沼郡の内

10 水口長徳寺

延 鎮 禪 宗

11 上田觀音堂

3 空 海 同

12 同 天正寺

4 泰 澄 同

13 同 弘誓寺

8 白山權現 眞 言

三島郡の内

14 池津眞福寺

不 明 禪 宗

18 上岩井根立寺

4 行 基 眞 言

19 出雲崎光照寺  
興正寺

安 阿彌 禪 宗

20 寺泊照明寺

4 空 海 眞 言

上代の佛教及び傳道者



古志郡の内

- 15 長岡千手千藏院 5行 基 同宗
- 16 椿澤椿澤寺 6同 基 同言
- 17 小栗山不動院 7同
- 21 渡邊吉田寺 8同 山 真言
- 22 國上國上寺 聖徳太子 真言
- 23 鹿村觀音寺 8同
- 24 平澤觀音堂 景守 佛 禪宗
- 25 新潟真城院 5空 海 真言
- 26 乙村乙寶寺 9行 基 同
- 28 五十公野村岩井堂 聖徳太子 禪宗

29 聖籠觀音寺 10行 基 真言

30 旭村普談寺 聖徳太子 同

31 村松大御堂 11行 基 同

32 三條寶塔院 龍 猛 同

33 下田郷最明寺 12行 基 真言

岩船郡の内

27 有明光淨寺 春 日 禪宗

とあつて之を計算すれば

行 基 作 十二体

空 海 五 体

最 澄 四 体

となり、實際佛師の作は安阿彌龍猛春日等であるが、勿論真偽は保證の限りに



非ずだ。白山権現作の一体と、聖徳太子の四体とは、問題にする必要もあるまい。古い上代にあつては、未だ専門の佛師は多くなかつた。あつたとしても中央の少数に限られて居る、故に諸國を廻る傳導僧が、自ら佛像を刻んで布教したとして、何ら不思議はない筈である。けれど到る處に名僧の作物があり、知識の彫像が傳へらるゝに至つては、頗る怪しいものと見なければならぬ。泰澄作空海作と云ふ事には、絶体に信を措き得ないとしても、此の如く多數の作佛が語り傳へらるゝ以上、是等の作者と越後とが全然無關係なりとは思はれない何等かの縁因があつたものと考へられる。一点の縁も由緒も無い土地に、どんな詐偽師と謂つても、詐稱を恣にするわけにはゆかぬものである。

第百〇二節 泰澄と行基と空海と

元亨釋書では泰澄を越前麻布の人となし姓は三神氏、白寶十二年生、越知山の岩窟に住む、人呼んで越の大徳と云ふとあり、今昔物語には、

古志の大徳

越後國に聖人あり、名を神融と云ふ、世に古志の大徳とは是也

とある。或は加賀の人と云ふ説もある、後に神融の稱あるより察するに、國上の聖人の名と一致し、共に越の大徳と云ふ点に於ても一致する、殊に兩書とも雷神を懲らしめる話を書いてあるから、假しや越前の生なりとしても、加賀の白山に住み、越後の國上に住んだ事があつたと信せられる。京都に出で行基とも交際あり、元正朝禪師號までも賜つたほどであるから、當時有名な大徳であつたに相違ない。好んで岩窟に住み讀經持呪を事とし、餘暇には小塔婆を彫作して衆人に施與した、と云ふから單純な佛像位は刻んだであろう、世に其の作を安置すと傳ふる處、又頸城刈羽三島の地に限られてある点から察しても、嘗て一度は當國に來り、國上寺を中心にして地方教化に力を盡された事と想はれる。

二、有名なる行基菩薩の生地にも二説ある、普通は泉州大島郡の人と

上代の佛敎及び傳道者



あれど、靈異記に

姓越氏越後頸城郡人

なりとある。高志氏は當國著名の姓であり、此の姓を有する行基を、當國出身となすのは至當であろう。唯其の母が泉州の人であり、母の地に成長せる結果逐誤つて泉州が其の生地となつたのであろう。一代の事業を摘記すれば

教化を事とし、過ぐる所嶮難に遇へば、橋を架し道を修む、其地の開墾すべきを指示し、其水の灌漑すべきを指點し、渠池を穿ち堤塘を築く、計畫日ならずして功成る。人民後世に至るまで之に頼る、王城の内精舎を建る事四十九、其の他諸州にも往々建立せりと云はれた。元亨釋書に

行基常行化歸故里、里人捕魚而宴池邊、基過其地、年少戲以膾薦基、基喫之須臾臨池吐出、皆爲小魚游泳去、見者驚伏(中略)、二十一年二月二日、於菅

行基の生國

高志の大

原寺東南院寂、年八十二。基之所過、耕夫捨耒耜、織婦投機杼、奔波禮謁、村閭闐咽而不易容往來云、

と、其の高風想見すべしである。一度は郷里へ歸つたとあるから、其の教化に浴せる者も尠なかつたであらう。又佛像を刻んだのも事實であらう。然し行基が手工に巧みであつたと云ふ事は、決して今日行基作と傳へらるゝ作物が、皆偽作にあらで真物なりとを意味するものではない。

三、佛教を説く者にして僧空海を語らざる人は殆んどあるまい。それほど有名であるだけ、後世事佛に關すれば、必ず因縁を弘法大師に引きつける。然も空海は頗る多忙な身であつた。十八歳京都に遊學し、二十歳石淵の勸操僧都に從つて剃髮せるを振出に、三十一の延暦二十三年には、遣唐使藤原葛野麿について入唐し、真言密教兩部の秘奥を相承して、大同元年に歸朝し、弘仁七 years 高野山を開いた。山を穿ち路を拓く等、殖産興業に力を盡されたことは甚だ多い

空海は多忙な人



後世行基と並び稱せらるゝ所以も實に此の点に存する。

然らば空海は果して、我が越後へも來遊せるや否や、所々に弘法教化の遺跡を傳へ居る点から見れば、全然其の事無かりしとも云ひ得ない。唯廻國ありしとして、其の傳道の程度が、どんなものであつたか、一の地点に相當期間杖を留めて、或は布教に、或は土木開拓に、或は造寺造佛に、力を盡すだけの餘裕があつたか。ある佛寺の怪しい縁起等を除けば、一も信賴するに足る記録が無い。故に斷定を下す事は無論不可能である。が空海は行基と反對に、比較的短命であつた、而も研學に支那留學に、多く年數を費した、如上の諸点から考察しても、そんな多くの時間があつたと見るより、寧ろ無かつたと云ふ方が至當であると想はれる。

第百〇三節 上代佛教と其の特色

嵯峨帝(約千年前)の皇后橘嘉智子が、絶世の美人を以て其の崩せらるゝに臨み、遺詔して己が屍を西郊林間に捨てしめ

越後廻國  
は疑問

當時の佛  
教眞

色欲に耽る者をして、肉躰の腐爛を見、外貌の美のたのむべからざるを悟らしめんとせるが如き、佛教の眞面目が當時既に徹底せるやうにも想はれる。けれど其はほんの一部の人々間に過ぎない、あの大冊な今昔物語の殆んど半分は佛に因める怪異な因果話なるに見ても知れよう。佛教も僧侶も加持祈禱の道具に過ぎなかつたのである。病あれば祈り、天災あれば祈り、地變あれば祈ると云ふ人間内部の靈を慰むるに非ずして、唯外界の災を拂ふ道具に使はれて居つたのである。殊に學術未開の地方にあつては、教義其のものを理解する人達は全然なかつたと言つて可からう、僅かに其の形式―其の形骸が強く人心に喰ひ入つたのである。上代當國に於ける宗派の分布は寺院の縁起や記録に據つて、漸ふ昔日の狀況を辿り得るに過ぎないのであるが、其の肝要な因起記録が、既に多くの偽造變造を含むで居るとすれば、明確な答案は求めても得難い。今越後名寄の記せる寶曆時代の寺院數を擧げて見よう

上代の佛教及び傳道者



天台宗

真言宗

九十六箇寺門末二百寺餘

曹洞宗

頸城郡林泉寺 乘國寺兩錄下七十箇寺

同

魚沼郡雲洞庵下七十五箇寺

同

蒲原郡種月寺下七十三箇寺

同

高田領中四十箇寺

同

蒲原郡慈光寺下二十五箇寺

同

寶光寺下百箇寺餘

同

岩船郡耕雲寺下百八十箇寺

東本願寺派

頸城郡荒井掛所二百八十箇寺

同

蒲原郡三條掛所下三百六十箇寺

西派

二百箇寺餘不及三百

而して黄蘗、佛光寺派、日蓮宗としては、何等寺数を記して無い。要するに右だけの計算に依れば、一番の多数が親鸞の本願寺派であつて、第二位が曹洞宗の五百六十三箇寺、第三位が真言宗の二百未滿である。若し日蓮宗を數へ擧げたら、第三位か或は第二位を占むるかもしれない。即ち當國に於て最大勢力を有する者は、淨土真宗であり日蓮であり、其の次が曹洞と真言の二宗である。淨土と日蓮の兩派は比較的後世に發達したものであるから、實際上代に於て、當國の宗教的思想を支配せるものは、真言や天台であつたらう。天台は延暦七年、僧最澄比叡山を開きて宣揚せしに始まり、真言は空海の創唱である。當時此の兩派は最も廣く天下に布かれ、學僧の多くは又籍を此の兩派に置ける觀あり、其の説く處も極めて高遠なものであつた。が果して其の精神が時代の人々に、理解せられしや否やは頗る疑はしい。單に形式に加持祈禱の方面のみが、時代の人心に投合し、深い教旨に従つて來世の慰安を求むると云ふよりも、加



持祈禱又は寫經と言つたやうな、外事の功德により、現世の幸福を求め、且つ得る事と信じたに過ぎなかつたと思はれる。而も如是の状態は、いつまでも續くべきでない、早晚變革の來るは免れ難き命數である、果然永平道元出で、親鸞出で、日蓮出で、宗教界は大なる革命の時代に入つたのである。

第百〇四節 曹洞と道元と北陸

越後に曹洞宗多きは、越前に永平寺あり、

能登に總持寺ありし必然の影響である。曹洞の開祖道元は久我通親の子、母は藤原基房の女、正治二年に生る、十三歳叡山に登りて剃髮し、三井寺に遊び建仁寺に往きて、榮西禪師に謁せしより、爾來禪宗に歸したのである。時に歳二十四、諸名利を歴遊せる後、天龍山に入つて洞山に參する三年、遂に洞山十四世の正統を繼ぎて歸る、安定二年の二月であつた。暫時京都の建仁寺に住し、曹洞禪の要機座禪儀につき、百丈の古意に新條を加へて、普勸座禪儀を著はしたが、當時の教界は未だ幼稚にして、曹洞禪を容るゝの餘地なきを覺り、寛元

元年波多野義重が、越前に永平寺を建立し、道元を招請せるに會ひ、喜んで之に應じた。一度は執權北條時頼の招により、鎌倉に出でし事もあつたが、一切の寄進を謝辭して永平寺に歸つた。後嵯峨上皇其の徳を賞せられ、紫衣を下賜せられたけれど、終身着しなかつたと傳へられて居る。道元は名聞を好まず、山林の生活を好み、建元五年五十四歳で寂するまで、専ら意を正法眼藏や永平廣録の述作に注ぎ、教外別傳の宣傳に努めたのである。後世に至り我が越後の大聖良寛上人が、  
春夜草茫二三更、春雨和雪灑庭竹、欲慰寂寥良無由、暗裏摸索永平録、燒香點燈靜被見、一句一言比珠玉、憶起嚆昔在玉島、同通之先師提示正法眼、當時既有景仰意、爲請拜閱親履踐、始覺從前漫費力、由之辭師遠往返、嗟々永平有何緣、到處逢着正法眼  
と讚嘆せるもの即ち是れである。



能登の總持寺は聖武天皇の天平年間、僧行基の開基である。古來曹洞宗の大本山として來りしが、天文九年僧侶位階の昇進問題から、永平寺と争ひ、爾來兩寺の間、常に紛議が絶えなかつたのである。要するに總持寺の開基は此の如く早かつたのであるから、眞の教義如何は別問題として、兎に角形式だけにしても曹洞の當國へ入つたのは、此の能登系統のものであつたらう、然し實際思想界を有力に支配するに至つたのは、永平寺系の曹洞禪であつと思はれる。

世相が武家中心となれる時代に、禪宗の流布を見るのは當然である、武人の職は戦争であり、戦争の手段は殺人である。而も此の世に於ける殺傷罪は、三世に渡つて苦痛の因果を免れない、と佛者は説く、此の深い罪障を滅却せしむるには、佛力の廣大に頼るの外は無いと云ふ、殊に武家の仕事は生死を賭しての業であるから、大に精神修養を必要とする、それは道徳的訓練によつても、得られないではないが、生死の大事に關する以上、宗教的修養が一層力強い信

越後と曹  
洞禪

武家と禪

念を與へる。舊來の加持祈禱を主とせる宗教は、此の目的に於て既に無力である。新興の禪宗は自己修養によつて、悟道に入り得ると説くのであるから、此の點だけでも武士には無二の教であつた。北條時宗の師祖元が  
乾坤無地卓孤節、喜得人空法亦空、珍重大元三尺劍、電光影裏斬春風  
の膽力と落着とは、時代人心の理想であつた。此の時代の要求に應せる曹洞禪が、全國的に發展し、永平總持の二本山を、北陸道に有するを以て、越後が其の影響を受けて、曹禪宗の多數なるも自然と云ふべきであらう。

第百〇五節 親鸞の配流と其の影響 親鸞も後節に説く日蓮も、當國に取つては共に親しみの深い名である。此の上人達は舊教に對する新教の創唱者であり、舊教に對する反抗者革命者であつた。加持祈禱により多く現在の利益を求むる、密教的主義に對して、此の世は人間存在の時間的一部分に過ぎない、次に來るべき長い永い來世の幸福を、短き現世の利益の爲めに犠牲たらしむるは

上代の佛教及び傳道者

三三九



他力教の  
勝利

愚である、而も來世の幸福は、佛力以外に縋り求むる手段は無い、方法は無いと説くのが新佛教の眼目である。故に現世の慰安幸福を求むる舊教が、飽くまで物質的なるに反し、來世の幸福と功德とを希ふ新教は、多く精神的である。是れは一般社會の思想が、次第に進歩せるに伴ふ、當然の推移とも見られよう然し根底の深い、因習淺からざる教義を負かして、新味の教が勝利の凱歌を擧ぐるに至つたのは、法然や親鸞などの豪い傳道者が、入り易く行ひ易い他力或佛の教を、献身的努力を以て説ける結果とも見られる。

親鸞は普通藤原有範の子と稱せらる、けれど明確では無い、傳記の如きも頗る不確實である。承安三年四月一日京都に生れた。四歳に父を失ひ、八歳にして又母に別れたと云ふ。其の翌年青蓮院慈圓僧正の門に入つて出家し、法名を範宴と呼んだ。叡山に居る十年、更に南都を歴訪して、三輪法相の學を究め、ます／＼隱遁の志を固めた。建仁元年六角堂に參籠すること一百日、途に聖覺

を感じて、初めて法然上人に謁し、是れより念佛易行の道者となる。承元々年住連安樂等の事變に連座して、越後に流された。是れ當國に於ける布教因縁の端緒である。赦さるゝや東北地方の教化に従事し、元仁元年教行信證六卷を著述したのが、淨土眞宗の開啓と云はる。越後名寄に、『竹ノ内村親鸞配所』として大場村の丸山と云へる所、標石を立て國分寺の墓所と相交れり。土御門院の御宇、承元々年三月十六日親鸞流罪京都を出で、俗名藤井善信、俗衣朽葉色黒筋の直衣、追捕檢非違使は府生小規行連、送使右衛門府生秋兼、同月二十八日頸城郡司、萩原民部少輔年景が許へ着、同年四月國分寺の謫舎に移す(中畧)、建曆元年十一月十七日、岡崎中納言範光卿を以て流罪免許、翌年八月七日越前を出、北陸道を経て同月十九日歸京云々とあり、當國諸處に上人の遺跡を傳へ、因縁を語るものが多い。往時の囚人待遇法は、今日より考ふる材料乏しきが爲め、當時配流の上人が、果して甚麼な



生活をせられて居つたものか、之を想像し難いと雖も、ある一部の人々には接觸し傳道し得たかとも想はれる。勿論處々に傳ふる遺跡地は、流罪赦免後の巡鐸地もあり、後人の虚構地もあろう、上人の精神教旨は、ある間隙から早く國中に漏れ流れたと見える。而して偉人傑僧に伴ふ例のローマンスは、上人に就いても亦多く語り傳へられた。二十四輩順拜圖繪に

親鸞とロ  
ーマンス

親鸞上人當國へ配流、五年の後赦免、建曆建保の間には關東の國々へ立越て諸方を教化し、越後の國へも歸りたまひ、鳥屋野に一字を營み、遠近の道俗參詣しける折から、紫竹の杖を庭前の地にさし込で、諸人に對し凡て草木に心なしと雖も、今勸むる處の法儀佛意に叶ひ、未代に榮ゆるものあらば、此の紫竹に根芽を生じ、而も逆枝に繁茂すべし、これ余が教法の眞偽を示す所なりと宣ふに、不思議なるかな、此の枝葉茂りて逆様に生じ出ける云々と云ふ。紫竹の杖が急に根芽を出せりとのローマンスは、單にローマンスとし

鳥屋野は  
海拔三米  
半

て置いて、兎に角上人は鳥屋野に一字を建立した、無論一の草庵に過ぎまいが然も寺院建立談は、蒲原の淨光寺あり、新潟にも淨光寺があつて、共に昔横越島の北山村又は金鉢山村から、移し來れりと言つて居る。果して何れが眞なのか、或は皆偽りか。寺院建立の年代を、草庵經營の年代を、建曆から承久（順德帝佐渡へ御配流の際、既に寺院があつたと假定し）の間とすれば、今を去る約七百年前に當る。然るに鳥屋野附近は、土地最も低く海拔約三米半であり、殊に水災多き地形から考ふるも、當時未だ人の居住に適し居れりとは思はれない。康平の圖には鳥屋野島なる地名あり、或は古昔一の高地なりしも、其の後の變化（地震津波）の爲めに、現在の底地に變りたりと云はゞ格別、蒲原の地を否定せる吾人は、同一理由の下に、其の存在を肯定し能はざるものである。正保の溝口家地圖にも、天神尾新田の名は見ゆるも、鳥屋野は未だ潟の一部を成してゐたらしい。同家元祿の地圖には、紫竹山新田の名は現れながら、尙鳥屋